

平成26年 2月14日

各位

会社名 山下医科器械株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下 尚登
(コード番号：3022 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 伊藤 秀憲
(TEL. 092-726-8200)

調査委員会の調査報告および当社の対応について

平成25年12月25日付「当社従業員による不正行為に関するお知らせ」で公表いたしました通り、当社の元従業員による不正行為が判明したことから、当社は外部の専門家を含む調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

平成26年2月12日、当社取締役会に対して調査委員会から調査報告書が提出され、当社取締役会は、調査委員会の調査報告書を受けて下記のとおり今後の対応および当事者の処分を決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社が過去に提出いたしました有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書、当期および過年度の決算短信の訂正、ならびに当期業績予想修正につきましても、本日開示しておりますのでお知らせいたします。

本件につきまして、不正行為による被害を受けたお得意先様をはじめとして、株主の皆様、お取引先の皆様、および関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めまして心よりお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の概要

不正行為の概要は以下の通りとなります。

(1) 不正行為の実行者について

当社長崎中央営業所（長崎県大村市）の営業職3名

それぞれの職位は係長（「A」）、課長（「B」）および一般職（「C」）です。

(2) 不正行為の被害者

上記営業所の官公立系の得意先医療機関様のうち1施設

(3) 不正行為が行われた取引

医療機器の保守点検取引、修理取引（報告書の偽装および部品交換）および賃貸（レンタル）取引

(4) 不正行為による不正な売上高の総額

約2億64百万円（消費税別）

参考：不正行為の実行者ごと、内容別の発生額

(消費税別、単位：千円)

	保守点検	修理		レンタル	計
		偽装	部品交換		
A	161,111	33,494	3,787	16,632	215,026
B	—	24,737	15,455	—	40,193
C	—	1,072	—	—	1,072
不明※1	—	7,163	1,243	—	8,406
合計	161,111	66,467	20,486	16,632	264,698
対応する原価※2	65,065	24,032	—	—	89,097

※1 修理点検報告書の当社担当者名記載欄が未記載、または押印不鮮明のため判別が出来なかったもの。周辺事情の調査に基づきAあるいはBの行為と認定。

※2 不正行為を社内的に偽装するため、当該不正売上と直接関係のない費用を当該不正売上の原価に付け替えて処理していたもので、「不正関連損失」として計上。

(5) 手口の概要

① 保守点検取引における架空請求 ※報告書 21 ページ

元従業員1名が、平成19年11月以降、修理点検報告書の偽装を伴う架空請求を行っておりました。

② 修理取引における報告書の偽装を伴う過大請求 ※報告書 22 ページ

元従業員2名および従業員1名が、平成18年2月以降、修理点検報告書の偽装を伴う過大請求を行っておりました。

③ 修理取引における、部品交換の過大請求 ※報告書 24 ページ

元従業員2名が、平成18年4月以降、機器の不具合に対して不調部品の新品交換により解決したものを、当該交換部品に比し過大な請求を行っておりました。

④ 機器賃貸（レンタル）における架空請求 ※報告書 25 ページ

元従業員1名が、平成19年12月以降、貸出事実の無い機器のレンタル料の架空請求を行っておりました。

(6) 上記不正行為の実行者の、その他の不正行為の有無 ※報告書 26 から 28 ページ

上記3名のうちAについては、平成20年8月以降、複数回にわたって個人的支出（総額、約4,822千円）を当社の売上原価として処理させ、具体的には当該医療機関に対する不正売上の際、当該費用を不正売上に対応する原価として処理させておりました。

以上のほか、Aによるその他の不正行為は認められませんでした。また、BおよびCによる同様あるいはその他の不正行為は認められませんでした。

なお、不正行為の実行者と第三者の間で不正な利益を授受した事実は一切ありませんでした。

(7) 同様の不正行為の事実の有無に関する全社調査の結果 ※報告書 34 ページ

同様の不正行為が行われていないことを確認するため、平成24年6月から平成25年11月までを調査期間とし、全営業所を対象に調査を実施いたしました。そのような事実は一切ありませんでした。

2. 今後の対応

当社は、調査委員会の調査報告書の提言を受け、以下の再発防止策を即時に具体化させ実施してまいります。

(1) 本事案に直接関係する事項

① 修理点検報告書の取扱の改定

従来の1枚方式から2枚方式へと様式を変更し、保守点検または修理作業完了後、その場で得意先の現場ご担当者の検収を受領し、1枚をその場で現場ご担当者にお渡しし、もう1枚は当社控えとするようにいたします。また、メーカーによる修理を実施した際は、当該メーカーの修理報告書の原本等、メーカーによる作業事実を裏付ける書類を報告書に添付し、当社による対応時など左記書類が提出できない場合は、当社の基幹業務システムから出力された納品書を報告書に添付するものとし、保管状況についても月次での所内チェックおよび内部監査でのチェックを受けることとします。

② 専用請求書の取扱の改定

専用請求書を発行する場合は、作成後、当社基幹業務システムに登録された売上内容および金額との整合性を担当営業社員が確認したものを、必ず上長の査閲と承認を受け、その上で営業所印の押印申請を行うことといたします。

③ 上長による日々の売上チェックの徹底

営業担当者の上長が部下の日々の売上を基幹業務システムから出力された帳票を基にチェックするルールを徹底いたします。

(2) 全社的な管理体制の改善に関する事項

① 内部監査の強化

監査機能を強化し、前項の各不正行為防止策が確実に実施されていることを定期的かつ綿密に監査するようにいたします。

② 人事ローテーション

定期的な担当替えを実施し、特定の営業担当者が長期に渡って同一施設を担当することがないようにいたします。

③ 社内業務遂行基準の見直し

今回の不正行為の手段となった保守点検および修理、機器賃貸（レンタル）の各取引に関する詳細な業務手順を策定し、社内に周知徹底いたします。

④ 業務研修・コンプライアンス研修の実施

前項の業務基準に関する研修はもとより、管理職のスキル向上、および全従業員のコンプライアンス意識向上に向けた教育・研修を実施いたします。

⑤ 内部統制の評価範囲の拡大

当社は、金融商品取引法に基づき内部統制の評価を継続的に行ってまいりましたが、今回の不正行為の手段となった各取引については評価の対象外となっておりました。今回の反省を踏まえ、前述評価の対象に加えて厳密な評価を実施いたします。

3. 当事者の処分

(1) A

平成26年2月12日付、懲戒解雇

(2) B

平成26年2月12日付、懲戒解雇

(3) C

平成26年2月12日付、降格処分

4. 不正行為に対する法的対応

懲戒解雇を行った元従業員に対しては、当社顧問弁護士とも相談しながら法的な対応を検討いたします。

5. 役員等の処分

管理監督責任を担う当社取締役については、今回の不正行為の重大さと影響を厳粛に受け止め、その責任を明確にするために、以下の処分を行うことを平成26年2月14日開催の取締役会において決定いたしました。

代表取締役社長 月額報酬の30%を6ヵ月減額

取締役 執行役員営業本部長 月額報酬の30%を6ヵ月減額

取締役 執行役員管理本部長 月額報酬の15%を3ヵ月減額

なお、常勤監査役から以下の通り監査役報酬の減額の申し出があり、監査役会において決定いたしました。

常勤監査役2名 月額報酬の10%を3ヵ月減額

当社は今回の不正行為について深く反省いたしますと共に、再発防止と信頼回復に向けて実効性のある再発防止策を即時に徹底して実施して参る所存でございますので、各位におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

(別添資料)「調査報告書」

調査報告書

平成 26 年 2 月 12 日

山下医科器械株式会社
調査委員会

目 次

I	調査委員会の概要	5
1	委員会設置の経緯	5
2	当委員会の構成	5
3	当委員会の目的	6
4	調査期間	6
5	当委員会の調査の概要	6
	(1) 調査の目的	6
	(2) 調査の概要	7
6	当委員会による調査の限界について	8
II	本事案に対する調査の内容と調査結果	9
1	本事案に対する調査のサマリー	9
	(1) 保守点検取引	9
	(2) 修理取引	9
	(3) 機器賃貸（レンタル）取引	9
2	本事案における不正の概要および主な手口	10
	(1) 保守点検取引：偽装印を用いた虚偽の修理点検報告書に基づく不正な架空請求（実行者：A）	10
	(2) 修理取引：虚偽の修理点検報告書による不正な過大請求（実行者：A、B、C）	10
	(3) 修理取引：部品（機器）の新品交換における過大請求（実行者：A、B）	11
	(4) 機器賃貸（レンタル）取引：不正な架空請求（実行者：A）	11
3	本事案の調査方法	11
	(1) ヒアリング	11
	(2) 証憑書類の確認	12
	(3) 取引データの確認	12
	(4) 電子データの調査	12
	(5) その他	13
4	本事案の調査方針および調査範囲	13
	(1) 保守点検取引、修理取引および機器賃貸（レンタル）取引の調査方針	13
	(2) 当該病院向け保守点検取引および修理取引の調査範囲	14
	(3) 保守点検取引および修理取引以外の当該病院向け取引の取扱い	16
	(4) 当該病院向けその他取引の調査方針と調査範囲	16
	(5) A以外による当該病院との取引に関する調査方針	17
5	本事案の調査手順	18
	(1) 当該病院向け保守点検取引の調査	18
	(2) 当該病院向け修理取引の調査	19
	(3) 当該病院向けその他取引の調査	20
	(4) 長崎中央営業所における当該病院以外との取引の調査	20

(5) 不正な資金流用の有無の調査.....	20
6 本事案の調査結果.....	21
(1) 保守点検取引：不正な架空請求.....	21
(2) 修理取引：不正な過大請求.....	22
(3) 修理取引：部品の新品交換における過大請求.....	24
(4) 機器賃貸（レンタル）取引：不正な架空請求.....	25
(5) 当該病院に対するその他（備品を含む）の取引.....	26
(6) 長崎中央営業所の当該病院以外の得意先との取引.....	26
(7) 個人的な費用の不正な付け替え（不正な資金流用）.....	26
(8) 第三者の関与および利益提供の事実の有無.....	28
(9) Aの個人預金口座の入出金取引の調査.....	28
(10) 電子データの分析・検証.....	28
III 当社の全営業所における本事案と同種の不正行為の有無に関する調査.....	34
1 類似不正取引の調査方針および調査範囲.....	34
(1) 調査方針.....	34
(2) 修理・点検取引の調査範囲（商品分類が「備品」の調査を含む）.....	34
2 調査方法.....	35
(1) 修理・点検取引.....	35
(2) 機器賃貸（レンタル）取引.....	36
3 調査の結果.....	36
(1) 修理・点検取引.....	36
(2) 機器賃貸（レンタル）取引.....	37
IV 過年度決算への影響.....	38
1 過年度決算訂正の方針.....	38
2 過年度決算訂正の内容および影響額.....	38
(1) 決算訂正の主な内容.....	38
(2) 主要な財務諸表項目への影響額.....	39
(3) 連結損益計算書および連結貸借対照表の主要項目への影響額.....	39
(4) 損益計算書および貸借対照表の主要項目への影響額.....	40
V 本事案の発生を招いた原因・背景等.....	42
1 不正行為の動機.....	42
(1) A.....	42
(2) B.....	43
(3) C.....	44
2 本事案の原因・背景.....	45
(1) 本事案に関連する業務プロセスにおける問題点の整理.....	45

(2) 全般的な業務環境に関する問題点の整理.....	46
(3) 内部監査のモニタリング状況.....	47
VI 社内関係者の責任の所在と程度	49
1 営業所長	49
2 A	49
(1) 当該病院への架空請求、請求内容の偽装等に関して	49
(2) 自宅関連工事費用の付け替えに関して	50
3 B	50
4 C	50
5 担当営業事務	51
VII 再発防止に向けた改善策について	52
1 基本的な考え方	52
2 本事案に直接関係し改善を要する事項.....	52
(1) 修理点検報告書の取扱いの改定	52
(2) 専用請求書の取扱いの改定.....	53
(3) 売上計上時のプルーフチェックについて.....	53
3 全社的な管理体制の改善に関する事項.....	54
(1) 内部監査の強化.....	54
(2) 人事ローテーション	54
(3) 社内業務遂行基準の見直し.....	54
(4) 業務研修、コンプライアンス研修.....	55
(5) 内部統制の評価範囲の拡大.....	55

I 調査委員会の概要

1 委員会設置の経緯

山下医科器械株式会社（以下、「当社」という。） 長崎中央営業所の係長 A（以下、「A」という。）が作成した保守点検の報告内容に関して、平成 25 年 11 月 18 日、当社のお得意様である病院（以下、「当該病院」という。）から、当社が医療機器の保守点検作業の依頼を受けた際に当社が作成・提出する修理点検報告書について、報告書上はメーカーにおいて当該医療機器の保守点検作業を行ったように記載されているが、実際にはメーカーによる作業が行われていないものがある旨、指摘を受けた。指摘を受け、長崎中央営業所所長は取締役営業本部長に病院からの指摘を報告した。

報告を受けた取締役営業本部長は、11 月 20 日、当社長崎中央営業所を訪問し A に事情聴取を行ったところ、自身の売上・利益目標の達成を目的として、数年前から度々、実際の作業内容とは異なる修理点検報告書を作成して報告を行い、当該報告書を基に当該病院に売上を計上し請求を行っていた旨の供述を得た。また、当社長崎中央営業所に保管していた当該病院に提出した修理点検報告書および請求書の控えに基づき、当社の基幹業務システムから前述請求に対応する売掛金元帳（請求明細）を抽出して照合を行ったところ、当該病院に対する報告・請求内容と、システム上の売上・仕入内容が相違していることを確認した。

確認結果の報告を受けた当社代表取締役社長 山下 尚登は、虚偽の修理点検報告書の作成および当該報告書に基づく請求行為を重大な不正行為である可能性が高いと位置づけ、平成 25 年 11 月 21 日、リスク管理委員会を開催して当社内に調査チームを設置することを決定し、翌 22 日、当社内に調査チーム（以下、「社内調査チーム」という。）を設置した。

社内調査チームによる調査の結果、A による不正行為の内容の特定が進み、不正行為が長期間に渡り繰り返し行われており、また、不正行為に基づく請求の金額も極めて多額であることが判明したため、当社は、より透明性が高く、かつ、専門的な方法で調査を行う必要があると判断し、当調査委員会（以下、「当委員会」という。）を設立した上で同年 12 月 25 日にその旨開示した。

2 当委員会の構成

調査委員会の構成員は以下の通りである。

委員長	伊藤 秀憲	取締役執行役員	管理本部長
委員	楠田 宏	弁護士	楠田法律事務所
委員	北野 幸文	執行役員	営業副本部長兼情報流通推進部長
委員	土田 哲也	執行役員	ソリューション事業推進部長
委員	嘉村 厚	執行役員	事業開発部長

なお、当委員会の調査目的および調査対象には、会計に関する事項が多く含まれており、調査の外部性をより高めることが望まれていたことから、不正調査の経験を有し、当社と利害関係のない株式会社アカウンティング・アドバイザーの代表取締役であり公認会計士の井上寅喜氏および所属の公認会計士 6 名を調査委員会の補助者として加え、調査を行った。

また、Aによる不正行為の情報を確認した直後から、当社は社内調査チームによる調査を行ってきたが、調査委員会の設置に伴い、当チームは委員会の補助者として、不正取引に関する証拠収集および予備的調査などの実務を担当した。平成25年11月22日から平成25年12月24日までの調査チームは営業本部、管理本部、情報流通推進部、経営企画室、情報システム室、監査室のスタッフ計10名で構成し、本調査の適正性および透明性を確保するため、当社顧問弁護士に顧問として参画いただいた。また、平成25年12月25日に調査委員会が設立されたことに伴い、構成員の一部を見直し、営業本部、管理本部、情報流通推進部、経営企画室、情報システム室、監査室のスタッフ計20名で以降の作業を実施した。

3 当委員会の目的

当委員会の目的は以下の通りである。

- ① 不正行為の事実関係の調査の実施
- ② 不正行為が発生した原因および背景に関する調査の実施
- ③ 不正行為と類似する事案の有無に関する全社調査の実施
- ④ 再発防止のための内部統制上および業務運営上の改善策の提言
- ⑤ 社内関係者の責任の所在、程度に関する提言
- ⑥ 不正行為に伴い発生する会計処理の立案

4 調査期間

当委員会は、平成25年12月25日から平成26年2月12日まで、下記「5 当委員会の調査の概要」に記載の通り詳細な調査を実施すると共に委員会を8回開催し、平成26年2月12日に調査報告書を取締役に提出した。

5 当委員会の調査の概要

当委員会が実施した調査の目的および調査の概要は次の通りである。

(1) 調査の目的

① 不正取引の特定

不正行為に基づく請求は正当な対価の請求とは認められず、当該病院には返金を行うとともに、会計上必要な訂正を行う必要があるため、調査日現在までに過去Aが行った不正取引に関する売上高および売上原価を特定することを調査目的とした。

また、不正が発生した長崎中央営業所のA以外の社員についても同種・同様の不正取引の有無を調査するとともに、他の営業所における類似不正取引の有無を調査の目的とした。

② 不正な資金流用の有無の調査

不正取引の原価に関連する当社からの支出については、仕入先から不正取引の実行者へ

のキックバックや私的流用、取引先その他への利益供与の有無についても調査の目的とした。

③ その他

不正取引に関する、社内・社外関係者の範囲、関与の状況・程度、動機等の背景事情を明らかにすることも、当委員会の設置目的である事実関係の解明に不可欠であるため調査の目的とした。

(2) 調査の概要

前述の調査の目的を受け、実施した調査の概要は以下の通りである。

① 不正行為に対する調査

保守点検取引においてAが行った不正行為について当該病院から指摘を受けた直後の平成25年11月22日には社内調査チームが立ち上げられ、保守点検取引および修理取引に関する不正行為の内容の特定および期間・規模の調査が進められてきた。また、同年12月25日に当委員会が立ち上げられるに至り、当委員会の策定した調査方針および調査方法に基づき、社内調査チームを補助者としてより詳細な調査を行った。当委員会による調査の初期段階においては、主にAが他の不正行為を行っていないかの検証と被害規模の確定に重点をおいて調査を行ったが、その調査のプロセスにおいて、Aによる不正行為が偽装印を用いた虚偽の修理点検報告書の作成以外の方法で保守点検取引のみならず修理取引、機器賃貸（レンタル）取引においても発生しており、かつ、当該病院を担当するA以外の営業社員についても類似の不正行為が確認された。これを受けて当委員会は長崎中央営業所における当該病院に対する不正行為全般（以下、「本事案」という。）を調査対象と位置づけ、調査範囲を拡大の上、全容解明に向け徹底した調査を行うこととした。

② 本事案に類似する不正行為の有無に関する全社調査

当委員会による調査のプロセスで、保守点検取引や修理取引における本案件発生の背景の一部として当該取引に関連する社内の内部統制手続の脆弱性の存在が推察された。従って、当委員会としては本事案における不正行為が本事案限りのものであり、他の得意先、他の営業所において同様または類似する不正行為が行われていないことを検証する必要があると判断した。一方、この検証を行うためには膨大な取引データと証憑書類を突合する作業が必要であり、時間的制約がある中で一定の合理的手法により実施されることが求められた。そのため、当委員会は、全営業所の保守点検取引、修理取引および機器賃貸（レンタル）取引等のうち合理的な範囲を抽出して不正の兆候を確認し、結果として兆候が発見された際には当該得意先および担当営業社員の全取引を検証する、という調査方針を策定し、当該方針に従い調査を行った。

③ その他

不正な資金流用の有無の調査や事実関係の解明のため、その他上記調査によって得られ

た情報により当委員会の目的を達成するために必要があると判断した場合には、個別にヒアリングや証憑書類その他の書類・記録の収集を行って補完的な調査を実施した。

6 当委員会による調査の限界について

本調査において、当委員会は調査対象事項に関連する取引書類、経理関係書類、A名義の金融機関口座の通帳等を事前に検討・分析した上、ヒアリングに臨み、対象者の供述態度を慎重に観察し、客観的証拠や経験則に照らし合わせながら、供述の信用性を吟味しつつ事実を聞き取るとともに、記憶が曖昧な場合には記憶喚起を促し、あるいは供述内容が合理的でない場合にはその点を指摘するなどして、より真実に近い供述を引き出すための最大限の努力を行った。

しかしながら、本調査には、以下の理由により限界があることに留意されたい。

本調査は平成26年2月上旬までの短期間に行う必要があり、当委員会および社内調査チームは、時間的制約の中で膨大な資料の中から合理的な範囲で調査対象事項およびこれに関する資料を限定して抽出し、優先順位をつけて対応せざるを得ない面があった。

また、「II 3 (4) 電子データの調査」に記載の通り、PCデータと電子メールデータの収集および過去の削除済みデータ等の復元を行ったが、同項に記載の通り、データの完全な復元ができず、データが破損しており、キーワードでの検索や内容の判別ができないファイルも少なからず存在したため、電子データの入手という点でも限界があった。

加えて、いわゆる捜査機関による捜査と異なり、本調査においては、搜索・差押え等の強制処分を行うことはできず、これらを用いた、あるいはこれらを背景とした調査は行われていない。その意味で、本調査において、関係者からの任意の協力の有無およびその程度により影響を受けざるを得ない部分があったことは否定できない。

II 本事案に対する調査の内容と調査結果

1 本事案に対する調査のサマリー

(1) 保守点検取引

調査チームおよび調査委員会による初期段階からの調査対象項目であり、当該病院向け保守点検取引を対象として調査を実施し、以下の不正取引の特定を行った。

① 偽装印を用いた虚偽の修理点検報告書の作成による不正な架空請求

不正の概要および手口：II 2 (1) 参照

調査の方針および範囲：II 4 (1)、(2) 参照

調査の手順：II 5 (1) 参照

調査の結果：II 6 (1) 参照

(2) 修理取引

修理取引についても保守点検取引と同様の業務の流れ・手続により処理がなされることから、同種の不正取引のリスクが想定されたため、当該病院向け修理取引を対象として調査を実施し、以下の不正取引の検出・特定を行った。

① 虚偽の修理点検報告書による不正な過大請求

不正の概要および手口：II 2 (2) 参照

調査の方針および範囲：II 4 (1)、(2) 参照

調査の手順：II 5 (2) 参照

調査の結果：II 6 (2) 参照

② 部品（機器）の新品交換における過大請求

概要および手口：II 2 (3) 参照

調査の方針および範囲：II 4 (1)、(2) 参照

調査の手順：II 5 (2) 参照

調査の結果：II 6 (3) 参照

(3) 機器賃貸（レンタル）取引

当該病院向け機器賃貸（レンタル）取引についても、不適切な取引のリスクが想定されたため、取引の合理性を確認する手続を実施し、以下の不正な架空取引の検出・特定を行った。

① 不正な架空請求

不正の概要および手口：II 2 (4) 参照

調査の方針および範囲：II 4 (4) 参照

調査の手順：II 5 (3) 参照

調査の結果：Ⅱ 6（４）参照

2 本事業における不正の概要および主な手口

（１）保守点検取引：偽装印を用いた虚偽の修理点検報告書に基づく不正な架空請求

（実行者：A）

本不正は、長崎中央営業所での当該病院との保守点検取引において、実施していない点検業務をあたかも実施したかのように不正な架空請求を行ったというものである。

架空請求取引の具体的な手口としては、長年の取引先である当該病院との取引において、担当者であるAが当該病院に実在する医療器械に関連はさせながらも、実際には行っていない保守点検作業名目で修理点検報告書を作成し、当該病院現場担当者の2名の苗字と同じ印影の印鑑を修理点検報告書の「お客様確認印」欄に押印することで、修理点検報告書が現場担当者の確認を受けたものであるように偽装して、当該病院の事務担当者へ提示するというものであった。

A本人は明確には証言しないものの、支払いを承認する当該病院事務担当者に虚偽の修理点検報告書を提示することで、あたかも作業実態があったかのように事務担当者に錯誤させていたものと推定される。Aは事務担当者確認完了後、過去事例や保守点検の実勢価格に基づき見積書を作成し事務担当者へ提示し、了解を得た上、提示した見積書と同一内容で請求書を作成するため、以下の社内処理を行った。

当社内の基幹業務システムへの原価情報の登録は当該請求との関係はないものの実支出をベースとした内容・金額で行い、売上についても原価情報と対応した虚偽の情報を入力させる一方、請求については、上記の事務担当者の確認（署名）を受けた修理点検報告書（当社控）や見積書をもとに、基幹業務システムの入力内容とは異なる請求書を作成の上、当該病院に対して請求書を送付し、代金を受領していた。

当社の発行する請求書は原則、基幹業務システムから出力される請求書（以下、「電算請求書」という。）が本社管理本部から各得意先へ直接送付されるが、一部の得意先については、各営業所において電算請求書とは別に、個別作成した請求書（以下、「専用請求書」という。記載する様式および品目名・単位などの記載内容を従来からの慣例や顧客の指示に従って作成された請求書のこと。）を各営業所から各得意先へ交付することが例外的に認められていた。当該病院についても、専用請求書の交付先であり、本事業はこの専用請求書による請求内容の偽装がその手口として用いられていたものである。

（２）修理取引：虚偽の修理点検報告書による不正な過大請求（実行者：A、B、C）

修理取引については医療機器に不具合が発生すると当該病院の現場担当者から当該病院の事務担当者に修理依頼が行われ、事務担当者は当社に修理見積りを依頼する。当社から提出された見積書を事務担当者が確認後、当社に発注する、というプロセスである。

しかし、主に以下の手口を用いて、当該病院との修理取引においても、実施した内容と異なる修理業務を実施したかのように偽装し、不正に過大請求を行っていた。

見積書や修理点検報告書において、実際には自社内で完了する修理作業であったとしても、メーカー送付修理など虚偽の内容を記載して、請求金額を引き上げた見積書や修理点検報告

書を作成し、それを当該病院の事務担当者に提示することで、請求書上の金額を正当化していた。同様の手口により虚偽の内容による見積書や修理点検報告書で過大請求を行うという不正は、Aに加え、同じく長崎中央営業所の営業担当者である課長（以下、「B」という。）および社員（以下、「C」という。）によっても行われていた。

前述の保守点検取引を含め、これらの不正な架空・過大請求取引は、長期間継続的に同様の手法で実施されていたが、一連の不正取引の特徴としては、営業担当者が自らの営業実績確保のために、医療機器販売のように「モノ」の移動およびそのプロセス管理を伴わない保守点検・修理という取引を通じて行われていたという点があげられる。

（３）修理取引：部品（機器）の新品交換における過大請求（実行者：A、B）

当該病院との修理取引の調査過程において、前述（２）に加え、修理対象となる機器の不調部品を新品交換にて解決している取引においても、過大な請求をしている取引があった。

当委員会では上記取引について、社内取引明細により部品は当該病院に納入されていると推定するが、交換した部品に比し過大な金額で請求が行われているものがあると認定した。

これらの取引はAおよびBによって行われていた。

（４）機器賃貸（レンタル）取引：不正な架空請求（実行者：A）

その他、当該病院向けにはレンタル業務が提供されているため、取引の合理性を確認するため社内取引データを確認したところ、架空の請求取引が発見された。

得意先へ医療関連機器を賃貸（レンタル）する場合、当社の所有する機器を賃貸する場合と、仕入先から賃貸した機器を転貸する場合とがあるが、本事案の手口としては、仕入先からの請求がないにも係わらず、営業担当者が受注ノートを起票し、当社営業事務担当者に売上計上の指示をすることで架空の請求を行う、というものであった。具体的には、請求名目として実際に貸与している機器に関連する部材を追加したり、貸与台数を水増しすることにより貸与事実のない不正な請求を行ったものであり、またその際には当該病院には実際に貸与していない機器を貸しているものとして先方の事務担当者に虚偽報告をしていたものと推定される。

当該機器賃貸（レンタル）取引に関する不正な架空請求はAによって行われていた。

３ 本事案の調査方法

前述の不正な取引およびその主な実行手口に対し、以下の多面的な調査方法により不正取引の網羅的な把握と確定、不正の全容解明へ向けた調査を行った。

（１）ヒアリング

ヒアリングの主な目的は不正行為の実態把握と関係者の処分および法的対応を検討するに十分な証言の入手にあり、具体的には規模、手口（プロセスの確認とそれを裏付ける証憑・証跡の存在の把握）、共働者または協力者の有無、本件と一体的に、あるいは派生的に行われた不正行為（収賄など）の事実の有無、動機、背景に関する証言を、不正行為を行った本人、あるいは直接・間接的に関係した当事者から聴取することにあつた。従って、ヒアリング方

法の公平性・正確性、およびヒアリング結果の証拠能力を確保するため、調査委員である楠田弁護士および調査委員会のアドバイザーである井上公認会計士を主たる聴取者としヒアリングを実施することとした。なお、ヒアリングを行うに当たっては、各種資料の収集分析を可能な限り行い、質問事項を整理して効率的なヒアリングを実施するように努めたが、新たな事実の判明、あるいは証言内容の変遷に伴い、同一人物から複数回のヒアリングを実施せざるを得ない場合があった。

本事案の調査に関してヒアリングを行った対象者は、不正の舞台となった長崎中央営業所の不正行為実行者を含む 11 名および不正期間における営業所所長の前任者 2 名である。

(2) 証憑書類の確認

本事案のうち、保守点検取引および修理取引(備品販売取引を含む)における不正行為に関する調査に当たっては、平成 18 年 2 月以降の当該病院に対する全ての修理点検報告書(当社控)および専用請求書(当社控)を収集し、記載内容等の確認を行った。

また、長崎中央営業所の当該病院以外の全得意先に対する保守点検取引、修理取引(売上区分が「備品」の取引を含む)、機器賃貸(レンタル)取引に関する不正行為の有無の確認に当たっては、時間的制約の中で調査を行わなければならなかったため、平成 24 年 6 月から平成 25 年 11 月までの 18 か月分の修理点検報告書(当社控)および専用請求書(当社控)を確認し、その兆候の有無について検証を行った。

(3) 取引データの確認

基幹業務システムから本事案の調査範囲に対応する売上明細データを取り出し、各証憑書類における売上名目との整合性を確認すると共に、対応する仕入データと呼び出し、売上名目に対する仕入計上内容との対応の妥当性の確認を行った。

また、長崎中央営業所における当該病院以外の不正行為の有無の調査においても、調査期間の売上データおよび仕入データを抽出し、売上内容および売上内容に対する仕入内容の妥当性を確認し、不正行為の事実の有無を確認した。

(4) 電子データの調査

本事案における一連のAによる不正行為の特徴として、取引先に対して表計算ソフトを利用した虚偽の修理点検報告書の作成、基幹業務システムへの登録内容とは異なる内容の請求書の作成という手口がみられた。

実施した調査で判明している不正な取引に対する前述の調査の補足、およびそれ以外に何らかの不正・不適切な取引や不正な資金流用が企画・実行されていないかという点について前述の調査を補足するため、Aが使用していた PC および電子保存媒体(USB メモリ、MO ディスクおよびフロッピーディスク)を収集し、削除されているデータの復元を行った上で、電子ドキュメントおよび電子メールについて調査を行った。具体的には、調査の時間的制約の中、合理的な範囲において効率的に調査を実施するため、このような取引の計画に際して作成された文書との関連が疑われるキーワードや、取引の実行に関し作成された文書との関連が想定されるキーワード、また他の調査でAの取引との関連が判明している特定の

取引先や個人名をキーワードとして検索を実行し、抽出された電子ドキュメントおよび電子メールについて内容の分析、確認を実施した。

偽装印を用いたAの不正行為に対して、Bの取引のうち不正と認定した取引は、本人の供述および修理点検報告書上に当該病院現場担当者の署名があることから、修理そのものの行為は行われていた可能性が高く、後述の動機に記載の通り、過大請求は営業目標の達成がその主要な動機と認定されたため、不正な資金流用が企画・実行されている可能性は極めて低いと判断している。また、Cについても、後述の動機に記載の通り、本人はAの指導のもと強迫観念にとらわれ実行したものと推定している。しかしながら過大請求という不正行為が判明している以上、当該不正取引に対する前述の調査の補足、およびそれ以外に何らかの不正・不適切な取引や不正な資金流用が企画・実行されていなかったかという点について前述の調査を補足するため、Aと同様にBおよびCが使用していた会社PCを収集し、削除されているデータの復元を行った上で、電子メールについてのみ調査を行った。

(5) その他

その他、上記各調査によって得られた情報に対して本事案の解明に必要な場合には、個別に証憑書類の追加的な収集・確認またはヒアリングやデータの検証を行った。

4 本事案の調査方針および調査範囲

(1) 保守点検取引、修理取引および機器賃貸（レンタル）取引の調査方針

本事案は、当該病院との長期間の取引関係の中において、偽装印を利用した虚偽の修理点検報告書の作成や専用請求書による請求内容の偽装など複数の特殊な事情により保守点検取引および修理取引において可能となったものであった。

したがって、まず調査対象とする取引を当該病院向け取引とそれ以外の得意先との取引に区分し、調査範囲や調査内容を決定した。

なお、当社の基幹業務システム上、売上高・売上原価のデータについては、計上品目コードによって構成区分が設定され、計上時に「消耗品」「備品」「修理・保守点検」「サービス・レンタル」「その他」の区分で計上されている。本事案では主に「修理・保守点検」を調査対象とするが「修理・保守点検」以外の区分であっても本事案に該当するような不正・不適切な修理や点検取引を構成する部品等が含まれていることが想定された。そのため単純に計上構成区分に従い調査対象を選定するのではなく、調査対象の母集団としては基幹業務システムに計上された取引について、その計上品目・摘要に「修理」「点検」「保守」「レンタル」を含んだ取引を検索・抽出した。

その結果、直近期における前述条件に該当する全社、長崎中央営業所および当該病院への売上高は以下の通りであった。

保守点検、修理および機器賃貸（レンタル）取引に関する売上高

（単位：千円）

	全営業所 合計	長崎中央 営業所	内、当該病院向け
平成 25 年 5 月期	1,074,209	113,492	80,154
平成 26 年 5 月期 (平成 25 年 11 月まで)	553,815	51,294	34,197

本事案が含まれる保守点検、修理およびレンタルに関する売上高は長崎中央営業所が全体の中、約 1 割のボリュームを占めており、その内、長崎中央営業所では当該病院向けの取引高が全体の約 7 割を占めたものとなっていた。

参考 当社売上高と長崎中央営業所の売上高の推移

（単位：千円）

	全営業所合計	長崎中央営業所
平成 18 年 5 月期	32,464,578	1,723,924
平成 19 年 5 月期	33,156,103	1,733,798
平成 20 年 5 月期	35,682,399	1,824,112
平成 21 年 5 月期	36,329,624	1,819,990
平成 22 年 5 月期	39,193,209	1,799,504
平成 23 年 5 月期	39,911,893	1,710,210
平成 24 年 5 月期	44,120,350	1,860,889
平成 25 年 5 月期	46,949,350	1,899,902
平成 26 年 5 月期 (平成 25 年 11 月まで)	23,534,280	906,669

以上のような状況を踏まえて当委員会は、本事案の不正行為の本質は基幹業務システムに登録された本来の取引内容とは異なる請求を顧客に行うことで営業実績を不当に積み増している点にあり、そのために専用請求書に対する内部統制上の脆弱性が悪用されていると認定した。よって、不正行為の実行者が当該病院に対して専用請求書を用いて行った全ての請求について、基幹業務システムに登録された売上データおよび各種証憑と突合することにより、請求内容の妥当性を全件検証することを基本的な方針とし、以下の通り具体的な調査手法を設定した。

(2) 当該病院向け保守点検取引および修理取引の調査範囲

当該病院向けの保守点検および修理取引に関しては、不正に処理された取引については当

社基幹業務システムへの登録内容と実際に当該病院に交付された請求書および修理点検報告書に計上の括り、あるいは名目・内容に差異がある点を踏まえ、当該病院へ発行した専用請求書のリストを基幹業務システムの売上の合計額との一致を確認の上、調査の原初データとして用いることとした。その上で、後述する調査対象期間の請求書リストに記載されている取引を調査対象とし、その全件について、架空請求および過大請求の有無という観点から調査を行った。

また、調査対象期間は以下の理由により平成18年2月以降とした。

本事案の調査の初期段階におけるAのヒアリングにより、架空請求は、平成19年ごろから実施していたとの供述を得ていた。事実確認を行うため、Aが請求管理していた請求書リスト上の全件（約5,000件）について、証憑書類（請求書（控）、修理点検報告書、売掛金元帳（請求明細：基幹業務システムから出力した売上と対応する原価明細））を揃え、請求内容の確認作業を行ったところ、請求書リストは後述の通り平成18年2月から平成25年10月まで保管されていた。本人へのヒアリングによれば、平成18年1月以前の専用請求書のリストはデータとしても保存していないとのことであった。

調査の過程で平成18年2月実施の取引にも疑義がある取引が発見されたため、平成18年1月以前の証憑書類の存否を長崎中央営業所に確認したところ、請求書（控）および修理点検報告書は平成18年1月以前のものはずでに廃棄処理されていた。長崎中央営業所の担当営業事務社員に確認したところ、1年に1度の文書廃棄依頼時に、文書管理規程の書類保管を意識しながら、箱詰め出来る限りで廃棄依頼を行い、平成25年7月ごろ廃棄したとの証言を得た。

当社の文書管理規程の書類保存期間によれば、請求書（控）は、当該事業年度の翌期8月1日を起算に7年間の保存（すなわち、平成19年5月期（平成18年6月1日～平成19年5月31日）の請求書（控）は、平成19年8月1日から7年間（平成26年7月31日まで）保存しなければならない）となっている。したがって、本来は平成25年8月1日には平成18年5月期の請求書（控）が廃棄されるべきところ、上記の通り平成18年2月より平成18年5月までの請求書（控）が廃棄されず残されていたものである。

修理点検報告書の保存期間は、当該事業年度末日の翌日から7年間となっている。上記に照らせば、本来は平成25年6月1日には平成18年5月期の修理点検報告書が廃棄されるべきところ、平成18年2月より平成18年5月までの修理点検報告書が廃棄されず残されていたものである。

本事案の特徴は、請求書上の請求内容（例えば、XX機器の部品交換）と社内処理とが対応していないこと（例えば、対応する原価がメーカーの請求書に裏付けられていない）があげられる。これらは、請求書上の請求内容と作業実態に整合性が取れていないことから、請求を架空請求または過大請求と認定している。その際、作業実態を確認する方法として、専用請求書リストおよび請求書（控）と、対応する修理点検報告書および売掛金元帳（請求明細）を突合することにより作業内容の妥当性および専用請求書の正当性を判断している。更に、保守点検取引については対応する医療機器メーカーからの請求書を確認することで、取引の実在性を確認している。したがって、専用請求書リストあるいは専用請求書（控）と修理点検報告書が現存しない状況では前述の判断ができないことから、調査に必要な証憑を入手で

きる平成 18 年 2 月以降を調査対象期間とした。

なお、前述の対象期間において、保守点検取引は 582 件、273,627 千円、修理取引は 5,037 件、624,843 千円が調査対象として抽出された。

(3) 保守点検取引および修理取引以外の当該病院向け取引の取扱い

前述の通り、本事案は専用請求書を悪用し、基幹業務システム計上内容と異なる専用請求書を当該病院に提出することにより成立しており、その偽装手段として虚偽の修理点検報告書を作成することで発覚を免れてきた。従って、少なくとも本事案と同種の不正行為が長期間可能となるのは、専用請求書により基幹業務システムの計上明細とは異なる請求内容を得意先に伝えているリスクのある得意先であり、かつ、修理点検報告書を得意先からの受領の証憑とする取引であると考えられる。

通常、医療材料や備品等の物品販売取引においては、基幹業務システムから出力される納品書を先方への交付証憑として提出しており、その後納品書と同内容の受領書に顧客の検収を受けたものを当社は取引事実に関する顧客の承認を確認した証憑として回収し請求の根拠としている。このような通常の物品販売取引は全社統一的な業務手順および内部統制が整備されており、内部統制報告制度の評価対象となっており内部統制監査においてはその整備状況および運用状況についても適切であることが確認されている。従って、当社の基幹業務システムから発行される納品書・受領書・請求書を交付ないし根拠証憑とする取引では、本事案と同種の不正行為が発生する可能性は極めて低い。

ただし当該病院に対しては上記のような統制環境を回避して、内部統制監査の対象に含まれていない、保守点検・修理取引、機器賃貸（レンタル）取引において専用請求書を悪用した取引が行われ、後述する SPD 業者を経由する消耗品販売取引のように通常の物品販売に準じた処理が行われている場合を除いては、本事案の不正実行者による同種・類似の手口による専用請求書作成・発行時の恣意的な操作のリスクがあるため、追加的な調査の対象としている（なお、当該病院に対する保守点検、修理以外の取引については、以下「その他取引」という）。

(4) 当該病院向けその他取引の調査方針と調査範囲

当該病院に対するその他取引には、小備品の販売取引や、機器の賃貸取引、現場における医療材料の安全使用に関する情報提供サービス（以下、「情報提供サービス」という。）等が含まれるが、機器賃貸取引において、前記（1）と同様、架空の賃貸取引に関する不正な請求が検出された。賃貸という取引の特性上、保守点検取引と異なり関連性のない原価の計上はできず、原価は 0 となっていたため、平成 18 年 2 月に遡り、機器賃貸（レンタル）の名目で計上された全ての取引を抽出した上で、売上に対応する原価が 0 となっている取引の調査を行った。

更に、当該病院との長期間の取引関係の中において、専用請求書による請求内容の偽装などの事情により可能となったものであると推察されたことから、当該病院向けその他の取引については平成 18 年 2 月以降の全ての取引について、売掛金元帳（請求明細）データと専用請求書を突合して両者の整合性の確認を行い、さらに直近 1 年半については、関連する原価

データの確認を行い、内容の妥当性の確認を行った。

また、前述の当該病院の保守点検取引および修理取引の調査の過程において、専用請求書上は保守点検取引または修理取引として当該病院に請求されていたが、売上データ上の区分は備品となっている事例が検出されたため、上記その他取引の調査においては、当該可能性も視野に入れて調査を行った。

なお、当該病院に対する継続的な消耗品販売はそのほとんどが当該病院とSPD（Supply Processing Distribution：医療材料の購買管理業務）契約を締結している同業他者を経由した取引であり、当該SPD業者との取引は当社基幹業務システムから出力される納品書・受領書等の書類をそのまま用いて行っており、発注方法も当該SPD業者から当社物流センターへ行う形態であったため、本事案における不正行為の実行者が不正取引を行う余地はなく、調査の対象とはしていない。

（５）A以外による当該病院との取引に関する調査方針

「Ⅱ２（２）修理取引：虚偽の修理点検報告書による不正な過大請求」および「Ⅱ２（３）修理取引：部品（機器）の新品交換における過大請求」にも記載の通り、調査のプロセスにおいて、A以外の当該病院を担当する営業社員についても類似の不正行為が確認された。長崎中央営業所の当該病院との修理取引および機器賃貸（レンタル）取引については、A以外の複数の社員が担当しており、Aも含めた主な役割・分担は次表の通りである。

よって当該病院との修理取引および機器賃貸（レンタル）については取引担当者に関わらず調査対象期間における全取引を調査対象としている。

職位	氏名	修理取引に関する業務・職務の分担
課長	B	大村市内の医療機関に対する営業総括、当該病院については中材（中央材料室）、手術場を担当
係長	A	Bの部下で、主に当該病院の病棟、ME室（病院内で使用する医療機器を集中管理する部署）を担当
社員	C	BおよびAの部下で、専らAの指示に従い当該病院の病棟関連を担当

（６）長崎中央営業所における当該病院以外との取引の調査方針と調査範囲

① 保守点検および修理取引

平成24年6月から平成25年11月までを調査期間とし、全取引について、証憑書類の確認および取引データの確認を行った。

上記調査対象期間を初期調査対象とし、調査の結果不正取引およびその兆候が認められた場合には調査対象期間を延長する方針であったが、後述の通り不正取引およびその兆候

は認められなかったため、調査期間の延長は行っていない。

② 保守点検および修理取引以外の取引

前述「Ⅱ 4（3） 保守点検および修理取引以外の当該病院向け取引の取扱い」に記載の通り、物品の移動を伴い、納品書の交付および受領書の回収が付随する取引については同種の不正を行う余地はないと判断されるため調査の対象としないが、「Ⅱ 6（3） 部品の新品交換における過大請求」に後述の通り、基幹業務システムにおける売上区分は「備品」となっているにも関わらず保守点検または修理において不適切な請求を行った事例を鑑み、同種の不正行為が行われていないか、売上区分が「備品」である取引の一定期間を調査してその兆候の有無を確認した。

また、Ⅱ 4（4）に記載の通り、機器賃貸（レンタル）取引については、前述の通り、架空の賃貸取引に関する不正な請求が検出されている点を受け、追加調査の対象とした。

以上を整理すると長崎中央営業所の取引に関する調査の範囲は以下の通りである。

	売上区分	調査期間	
当該病院	保守点検	平成 18 年 2 月～平成 25 年 11 月	
	修理	平成 18 年 2 月～平成 25 年 11 月	
	その他（備品含む）		平成 18 年 2 月～平成 25 年 11 月
		内、機器賃貸	平成 18 年 2 月～平成 25 年 11 月
		消耗品（SPD）	調査対象外
それ以外の得意先	保守点検	平成 24 年 6 月～平成 25 年 11 月	
	修理	平成 24 年 6 月～平成 25 年 11 月	
	機器賃貸（レンタル）	平成 24 年 6 月～平成 25 年 11 月	
	備品	平成 24 年 6 月～平成 25 年 11 月	
	上記区分以外	調査対象外	

なお、それ以外の得意先における類似不正取引の有無の調査について、「Ⅲ 当社の全営業所における本事案と同種の不正行為の有無に関する調査」参照。

5 本事案の調査手順

(1) 当該病院向け保守点検取引の調査

保守点検取引について、調査対象期間の全請求取引を対象に、そのすべてについて、証憑書類（専用請求書、修理点検報告書、仕入先からの請求書および基幹業務システムから出力された売掛金元帳（請求明細））の整合性の確認を行った。

調査対象とした、件数、金額は以下の通りである。

保守点検取引	対象取引
件数	582 件
金額	273,627 千円

(2) 当該病院向け修理取引の調査

修理取引は、保守点検取引と違って、取引件数が非常に多いことから、以下のように取引を区分して調査を実施した。取引を区分する基準として、不正実行者のヒアリングにより、不正の主な目的は、自己の営業目標・成績を達成することであったとの証言があり、請求金額の高いものに不正を行う誘因がより強く働くことになると判断し、一定の金額基準を設けて不正取引の特定を行った。

調査対象期間の全請求取引（5,037 件、624,843 千円）につき、架空請求および過大請求の発生する可能性が高いと想定される 10 万円以上の請求取引（1,582 件、520,001 千円）と比較的低いと想定される 10 万円未満の請求取引（3,455 件、104,842 千円）に区分した。10 万円以上の取引については、ビジネスの実態を理解している調査委員自らが、検証対象となった 1,582 件の取引に関して証憑書類の確認作業を行うとともに、10 万円未満の取引に関しては、社内調査チームに後述の方法にて調査を行わせ、調査委員会が社内調査チームの調査を担保するための再調査を行った。それぞれの調査の内容は以下の通りである。

① 調査委員会の調査

専用請求書 10 万円以上の全修理取引に対して、専用請求書、修理点検報告書および基幹業務システムから出力された売掛金元帳（請求明細）を基に取引の妥当性を検証した。取引の妥当性に関して、専用請求書および修理点検報告書に記載されている修理の内容と、売掛金元帳（請求明細）を参照することで、社内処理されている仕入先からの修理原価が合理的に紐付くか否かを慎重に検証し、修理作業実態の有無を判定した。

② 社内調査チームの調査

専用請求書 10 万円未満の全修理取引に対して、第一次判定により疑わしい取引を選別し、選別された取引について、第二次判定において証憑書類の確認作業を行った。

(一次判定)

調査対象期間の 10 万円未満の全取引 3,455 件、104,842 千円につき、専用請求書と基幹業務システムから出力された売掛金元帳（請求明細）を突合し、請求内容と売上データの整合性確認等を行い、不正の兆候が認められる取引を選別した。

(二次判定)

一次判定の結果、不正の兆候ありと判定された取引 82 件、3,074 千円については、二次判定のために、証憑書類の確認および取引データの確認を行った。

調査委員会においては、社内調査チームの二次判定の結果不正の疑いが強いと判定された上記取引について、専用請求書に記載された売上名目に適合する仕入が基幹業務システムに計上されているか、社内調査チームが二次判定に使用した証憑書類および取引データを基に再度検証を行い、売上名目に対応する仕入計上に合理性が認められない場合は、これら取引を不正取引として最終的に確定した。

(3) 当該病院向けその他取引の調査

当該病院向けその他の取引の内、機器賃貸（レンタル）取引については、前述の通り、架空の賃貸取引に関する不正な請求が検出されたため、平成 18 年 2 月に遡り、機器賃貸（レンタル）の名目で計上された全ての取引を抽出した上で、売上に対応する原価が 0 となっている取引についてその理由の精査を行い、架空の請求の有無を調査した。

また、それ以外の取引についても、全ての専用請求書（1,699 件 1,054,962 千円）と売掛金元帳（請求明細）データを突合し、保守点検および修理取引以外の方法で不正行為が行われていないか調査を行った。

(4) 長崎中央営業所における当該病院以外との取引の調査

不正行為が検出された保守点検取引、修理取引および機器賃貸（レンタル）取引について、当該病院以外との取引においても同様の不正が行われていないかという観点で、証憑書類の確認、取引データの確認を行い、不正な取引の有無を調査した。

また、A が関与した保守点検取引および修理取引の調査過程で、請求区分が改竄されている事例が発見された備品販売取引についても証憑書類の確認、取引データの確認を行い、不正な取引の有無を調査した。

(5) 不正な資金流用の有無の調査

不正実行者の供述によると、本事案の架空・過大請求取引は自らの営業成績確保のためとのことであったが、架空・過大請求取引に関連する原価については、当社から社外へ実際に支出された費用であることから、実行者へのヒアリングに加えて、仕入先から実行者へのキックバックはなかったか、また実行者が個人的に使用したものや得意先等関係者への利益供与が含まれていないかという観点から、取引データのレビューや証憑書類の確認を行った。また特定された取引以外に関しても網羅的検証の観点から、電子データ（復元したデータも含む）の調査や、実行者のうちAに関してはA名義の個人預金口座の入出金取引の分析も行い、不正な資金流用が疑われる文書や資金移動がないかどうかについて調査を行った。なお、不正実行者のうちAのみ個人預金口座の取引分析を実施したのは、調査の過程でAの不正取引に関して仕入先への支払いに疑義が生じたためである。

6 本事案の調査結果

(1) 保守点検取引：不正な架空請求

① 保守点検の作業実態のない架空売上高の計上および架空請求

調査対象期間における長崎中央営業所の当該病院向けの保守点検取引に対する調査の結果、Aが担当者として請求していた取引のうち、修理点検報告書および請求書を不正に作成することで、保守点検の作業実態がないにも係わらず売上計上および請求が行われていた取引が以下の通り発見された。

これら売上高については、実態のない取引として取消しを行うものとする（会計処理については「IV 2（1）決算訂正の主な内容」を参照）。

（単位：千円）

	架空請求 売上高（保守点検）
平成 18 年 5 月期	—
平成 19 年 5 月期	—
平成 20 年 5 月期	12,455
平成 21 年 5 月期	22,161
平成 22 年 5 月期	28,118
平成 23 年 5 月期	31,352
平成 24 年 5 月期	21,972
平成 25 年 5 月期	34,774
平成 26 年 5 月期 (平成 25 年 11 月まで)	10,277
合計	161,111

② 請求内容に関連しない費用の原価計上（費用の付け替え）

前述の架空請求取引の処理に際しては、原価が 0 円だと営業事務担当者に売上計上処理の指示ができなかったため、当該保守点検には直接には関連しない少額の部材等を別途購入した費用を原価につけて売上処理が行われたり、未だに請求できていない費用を当該架空取引の原価として付け替え処理した上で売上処理が行われていた。

これら費用については、架空と認定された保守点検取引には直接の関連はないが、物品・サービス自体については関連する証憑やAの供述等による限り、当該病院向けの他の物品販売やサービスに関連するものがいくらかは含まれていたと想定される。ただし、当該病院からの受注の事実や、また該当物品やサービスの提供について確証は得られていない。

請求内容に関連しない費用の原価計上額として、架空請求に関して計上されている売上原価の総額を集計すると以下の通りである。

これら費用については全て「不正関連損失」として計上するものとする（会計処理については「IV 2（1）決算訂正の主な内容」を参照）。

（単位：千円）

	架空請求 売上原価（保守点検）
平成 18 年 5 月期	—
平成 19 年 5 月期	—
平成 20 年 5 月期	6,891
平成 21 年 5 月期	14,681
平成 22 年 5 月期	15,367
平成 23 年 5 月期	8,858
平成 24 年 5 月期	8,056
平成 25 年 5 月期	8,884
平成 26 年 5 月期 （平成 25 年 11 月まで）	2,325
合計	65,065

なお、当該費用支出については、「II 5（5）不正な資金流用の有無の調査」に記載の通り、別観点からの調査を行っており、その結果については、後述 II 6（7）個人的な費用の不正な付け替え（不正な資金流用）参照。

（2）修理取引：不正な過大請求

① 修理の作業実態とは異なる過大な売上高の計上および請求

長崎中央営業所における当該病院向けの修理取引に関する調査の結果、病院からの修理依頼により修理を行ったが、その際、実際は機器メーカーの関与や部品の交換も伴わない軽微な修理作業であったにも関わらず、メーカーへの修理委託や部品交換を行ったものとして、請求内容を偽装し、またメーカー修理代金や部品代金等も勘案した請求額を設定し、それに合わせた修理点検報告書・請求書を作成のうえ、病院に請求を行っていたという取引が検出された。

当該不正な過大請求は、見積書や修理点検報告書においてメーカー送付修理等、虚偽の内容を記載し、実際には自社内で完了する修理作業であったとしても請求金額を引き上げた見積書や修理点検報告書を作成し、それを当該病院の事務担当者に提示することで、請求書上の金額を正当化する、という手口で行われた。

またこれらの不正な取引処理は、A、BおよびCの3名の従業員によって行われていた。

これら売上高については、社内の業務ルールを逸脱した不正な取引として取消しを行うものとする（会計処理については「IV 2（1）決算訂正の主な内容」を参照）。

当該過大請求を伴う修理取引は以下の通りであった。

(単位:千円)

	A	B	C	データ登録 なし(※)	過大請求売上高 (修理) 合計
平成 18 年 5 月期	410	—	—	3,080	3,491
平成 19 年 5 月期	5,761	2,029	—	929	8,720
平成 20 年 5 月期	6,409	1,303	—	1,463	9,176
平成 21 年 5 月期	4,629	2,634	—	—	7,264
平成 22 年 5 月期	1,259	2,880	—	176	4,315
平成 23 年 5 月期	5,888	9,461	—	—	15,349
平成 24 年 5 月期	4,607	4,849	140	1,513	11,109
平成 25 年 5 月期	3,604	840	590	—	5,034
平成 26 年 5 月期 (平成 25 年 11 月まで)	924	740	341	—	2,005
合計	33,494	24,737	1,072	7,163	66,467

※修理点検報告書の当社担当名記載欄が未記載、または押印不鮮明のため判別ができなかったため特定には至っていないが、当委員会では周辺事情等から当該取引の実行はAまたはBによるものであると認定した。

② Bによる不正への関与

Bは長崎中央営業所の課長でありAの上司として、Aと同じく当該病院との取引を担当していた。分担が異なっていたため、営業や当該病院への各種報告はそれぞれが別々に行っていたが、Aの業務についても、大きな備品販売や入札案件、その他金額については適宜相談を受けていた。Aの不正取引へのBの直接的な共謀は今回の調査では判明していないが、今回の調査対象取引の中からBの関わった取引の中に関連原価に比し請求額の過大な取引があったため、関連する書類の精査および本人へヒアリングを行った結果、実際は機器メーカーの関与や部品の交換を伴わない軽微な修理作業であったにも関わらず、メーカーへの修理委託や部品交換をおこなったものとして、請求を行っていたものである。

③ Cによる不正への関与

Aの部下であるCは平成23年10月の入社および長崎中央営業所への配属後、BおよびAの部下として、主に当該病院向けの修理取引業務を行ってきた。今回の調査対象の修理取引の中でCの関わった取引の中に関連原価に比し請求額の過大な取引があったため、関連する証憑書類の精査および本人へヒアリングを行った結果、Aと同様に当該病院からの修理依頼により修理を行ったが、その際、実際は部品の交換を伴わない軽微な修理作業であったにも関わらず、部品交換を行なったものとして、部品代金等も勘案した請求額の不

正な設定およびそれに合わせた修理点検報告書を作成していた取引が検出された（請求書はAがとりまとめて営業事務に作成を指示）。

C本人の供述によると、入社当初よりAの指導で業務を行っていたが、当該病院に対する修理業務の請求については、過去の部品交換修理時の請求代金も踏まえ、部品交換を伴わない場合でもより高額な請求を行うよう当初Aより指示を受けたこと、またそれ以後も機会があったときはAの意向に沿った形で取引を処理することを意識して、当該病院向けの修理取引の一部について請求内容の偽装を行ったというものであった。

④ 請求内容に関連しない費用の原価計上（費用の付け替え）

上記に関連して計上されている原価は以下の通りであった。

（単位：千円）

	過大請求 売上原価（修理）
平成 18 年 5 月期	2,541
平成 19 年 5 月期	4,112
平成 20 年 5 月期	4,391
平成 21 年 5 月期	4,270
平成 22 年 5 月期	952
平成 23 年 5 月期	3,007
平成 24 年 5 月期	2,668
平成 25 年 5 月期	1,524
平成 26 年 5 月期 （平成 25 年 11 月まで）	562
合計	24,032

売上原価には、保守点検取引に関する架空請求取引と同様に未だに請求できていない費用や、当該修理には関連しない少額の部材を別途購入した費用を原価として計上している取引が検出されている。ただし、計上された費用のうちどの費用が該当する修理取引に関連するものであるかを事後的に区分することは時間的制約の中では困難であったことから、これら費用については保守点検取引での取扱いと同様に全て「不正関連損失」として計上するものとする（会計処理については「IV 2（1）決算訂正の主な内容」を参照）。

（3）修理取引：部品の新品交換における過大請求

前述（2）の内容の偽装を伴う不正な過大請求に加え、機器の不具合について当該機器の不調部品を新品交換にて解決したものの内、交換した部品に比し過大な金額で請求している取引が検出された。

上記取引について、前述（２）と異なり、交換部品等の具体的な物品が当該病院に納入されていると推定されるものの、交換した部品に比し過大な金額で請求が行われているものがあることが判明した。

これらの取引は、AとBにより行われていた。

当社において交換した部品に対し通常想定される請求額を超える過大請求部分については、社内の業務ルールを逸脱した取引として過大部分の取消しを行うものとする（会計処理については「IV 2（１）決算訂正の主な内容」を参照）。

当該取引に関する請求額およびその内、過大請求部分は以下の通りであった。

（単位：千円）

	A		B		データ登録なし(※)		過大額 合計
	請求額	内、過大額	請求額	内、過大額	請求額	内、過大額	
平成 18 年 5 月期	—	—	—	—	930	610	610
平成 19 年 5 月期	225	137	950	330	—	—	467
平成 20 年 5 月期	8,310	2,620	580	382	—	—	3,002
平成 21 年 5 月期	2,253	433	1,640	465	—	—	898
平成 22 年 5 月期	946	266	3,358	1,601	—	—	1,867
平成 23 年 5 月期	140	42	9,586	4,673	—	—	4,715
平成 24 年 5 月期	629	289	8,916	4,650	906	416	5,355
平成 25 年 5 月期	—	—	5,324	2,492	442	162	2,654
平成 26 年 5 月期 (平成 25 年 11 月まで)	—	—	1,959	862	260	55	917
合計	12,503	3,787	32,313	15,455	2,538	1,243	20,486

※修理点検報告書の当社担当名記載欄が未記載、または押印不鮮明のため判別ができなかったため特定には至っていないが、当委員会では周辺事情等から当該取引の実行はAまたはBによるものと認定した。

（４）機器賃貸（レンタル）取引：不正な架空請求

その他、当該病院向けにはレンタル業務が提供されているため、取引の合理性を確認する手続を実施した結果、通常仕入先から機器を借りて、病院へ貸し出した時に発生するレンタル料において、社内取引データを確認したところ、仕入先からの請求がない（貸出している事実がない）レンタル料について不正な架空請求が検出された。

当該不正な架空請求取引は以下の通りであった。

(単位：千円)

	架空請求 売上高 (レンタル)
平成 18 年 5 月期	—
平成 19 年 5 月期	—
平成 20 年 5 月期	418
平成 21 年 5 月期	1,072
平成 22 年 5 月期	1,322
平成 23 年 5 月期	4,488
平成 24 年 5 月期	2,806
平成 25 年 5 月期	5,069
平成 26 年 5 月期 (平成 25 年 11 月まで)	1,456
合計	16,632

なお、当該取引に関して売上原価は計上されていない。

(5) 当該病院に対するその他（備品を含む）の取引

当該病院に対するその他の取引に関する調査の結果、問題となる取引は検出されていない。

(6) 長崎中央営業所の当該病院以外の得意先との取引

長崎中央営業所における取引について、当該病院以外の得意先との取引においては問題となる取引は検出されていない。

(7) 個人的な費用の不正な付け替え（不正な資金流用）

不正な資金流用の有無の調査では、架空請求取引に関する原価項目の支払先（仕入先）について個人流用・還流疑いというリスクの観点から、原価計上内容（仕入先や品名の内容）について品名にひもづくべき仕入先になっているか、売上金額と仕入金額の金額について全体感に問題ないかという視点で調査委員会立ち会いの元、保守点検および修理取引に造詣のある社内責任者がレビューを実施し、その支出に疑義のある取引を抽出した。

抽出した取引について関連する書類の精査および関係者へヒアリングを行った結果、以下の個人的な費用の不正な付け替えが検出された。

(単位：千円)

	不正な費用付け替え	支払先
平成 18 年 5 月期	—	
平成 19 年 5 月期	—	
平成 20 年 5 月期	—	
平成 21 年 5 月期	3,477	X 社
平成 22 年 5 月期	82	X 社
平成 23 年 5 月期	521	X 社
平成 24 年 5 月期	386	X 社
平成 25 年 5 月期	348	X 社
平成 26 年 5 月期 (平成 25 年 11 月まで)	5	X 社
合計	4,822	

上記費用付け替えは全てAにより行われたものであり、自宅等の改修工事費用であるにも係わらず、施工業者であるX社の担当者には当該病院向け工事費用として当社に請求を行うよう依頼し、当該仕入原価をもって別名目（修理取引）の改修工事でも当該病院向けの売上取引として社内処理を行った。他方、当該病院への専用請求書には、あたかも医療機器の保守点検を行ったかのような作業内容を記載して不正に請求を行っていた、というものであった。

X社からの請求書には工事内容の簡単な記載のみで、一部を除きどこの工事なのかも記載されておらず、これらはAの指示により当該病院への修理・点検に関する売上に関する費用として原価計上された。

X社の営業部長によれば、Aは当社に請求された改修工事費用については、社内処理でAがその費用を負担する旨の説明を行っていたとのことであり、当該営業部長は、本工事費用は当社とAの間で精算が全て行われているものと思っていたとのことである。

当該取引に関し、当該病院への請求については、不正な保守点検取引として、前述（1）にて取消し処理を行うとともに、上記不正行為によりAが支払を免れた額については、Aへ請求を行うべく未収入金として処理するものとする（会計処理については「IV 2（1）決算訂正の主な内容」を参照）。

なお、後述（9）A名義の銀行口座の入出金取引の分析、（10）電子データの分析・検証の調査結果に記載の通り、不正な資金流用の観点からレビューを行ったが、追加的な不正な資金流用が疑われる資金移動やデータは検出されなかった。

また、A以外の不正関与者であるBおよびCについては、不正な資金流用は検出されていない。

(8) 第三者の関与および利益提供の事実の有無

取引先や第三者に対する不正な利益供与の有無についても、前述の(7)と同様に、架空請求取引に関する原価項目の支払先(仕入先)について、不正な利益供与というリスクの観点から、原価計上内容(仕入先や品名の内容)について品名に紐づくべき仕入先になっているか、売上金額と仕入金額について全体感に問題ないかという視点で調査委員会立ち会いのもと、保守点検および修理取引に造詣のある社内責任者がレビューを実施したが、特段、第三者の関与および利益提供の事実が認められる取引は検出されなかった。

また、長崎中央営業所における過去5か年の接待交際費の支出状況を会計データで確認し、同じく5か年分の支出稟議書を査閲したが、第三者への利益提供を行っている兆候は検出されなかった。

なお、こちらも(7)と同様に後述(9)A名義の銀行口座の入出金取引の分析、(10)電子データの分析・検証の調査結果に記載の通り、不正な利益供与の観点からレビューを行ったが、特に不正な資金流用が疑われる取引や文書は検出されなかった。

(9) Aの個人預金口座の入出金取引の調査

個人的な資金流用が検出されたAについては、本人から提出されたA名義の個人預金口座の通帳について、不正な資金還流や利益供与が疑われる入出金取引がないか、という観点からレビューを行い、摘要欄等から入出金の内容が判別できない取引については、A本人に内容の聴取を行った。

特段、Aによる不正な資金流用や第三者の関与および利益提供の事実が認められる取引は検出されなかった。

(10) 電子データの分析・検証

本調査においては、株式会社KPMG FAS(以下、「KPMG FAS」という。)からの技術的な支援作業を受け、以下の通り、Aの利用していた以下の電子データ(PCデータ、電子メールデータおよび複数の電子記憶媒体データ)のデータ収集および復元を行った。なお、調査の過程でBおよびCの不正の事実が判明したため、BおよびCが利用した会社PCも対象に追加した。

① 対象とした機器

- i) A使用の会社保有のデスクトップ型PC(以下、会社PC1): Aが長崎中央営業所にて平成22年7月頃から現在まで会社業務に使用している。
- ii) A所有の自宅で使用していたデスクトップ型PC(以下、個人PC): Aが自宅にて使用。
- iii) Aが会社PCに挿入し使用していたUSBメモリ2個
- iv) A使用の会社のデスクに保管されていた以下の電子記憶媒体
 - ・USBメモリ1個
 - ・MOディスク4枚
 - ・フロッピーディスク2枚

- ・ SD カード 1 個
- ・ CD-RW1 枚
- ・ B使用の会社保有のデスクトップ型 PC（以下、会社 PC2）：Bが長崎中央営業所にて平成 22 年 7 月頃から現在まで会社業務に使用している。
- ・ C使用の会社保有のデスクトップ型 PC（以下会社 PC 3）：Cの入社は平成 23 年 10 月であり入社以来現在まで会社業務で使用している。
- ・ 会社メールシステム：Google Apps for Business の Gmail サービス

② KPMG FAS の支援期間：平成 25 年 12 月 21 日から平成 26 年 2 月 4 日

③ 作業内容および調査の結果は以下の通りである。

i) PC データ、USB データ

以下の処理を実施した。処理結果は下記（表 1）を参照のこと。

- (a)データ復元
- (b)圧縮ファイル解凍
- (c)ファイル拡張子によるデータ抽出
- (d)メールの重複排除（メールデータが存在する場合）

なお、作業の結果、SD カードおよび CD-RW にはデータがないことが確認された。

ii) 会社メールシステム

Google Apps for Business の Gmail サービスについては、サーバー上のメールは PC からのアクセスがあると、PC 側にメールがダウンロードされる。このデータは上記 PC データの処理対象となる。ただしサーバー上のメールデータでは削除されたメールを復元することができない。復元が必要な場合は、別途メールアーカイブサービスを利用することになるが、会社はメールアーカイブサービスを利用しておらず、サーバー上のデータは復元対象とはできなかった。

iii) 処理結果

(表1) 会社 PC、個人 PC および複数の電子記録媒体の復元および抽出

対象機器	分類		抽出件数
会社 PC1 A使用	電子ドキュメント※1	既存	13,928
		復元	16,604
	電子メール※2	既存	2,849
		復元	6,737
個人 PC A使用	電子ドキュメント※1	既存	143
		復元	982
	電子メール※2	既存	1
		復元	無
電子記憶媒体 の合計 USB、MO、FD A使用	電子ドキュメント※1	既存	3,143
		復元	1,219
	電子メール※2	既存	164
		復元	無
会社 PC2 B使用	電子ドキュメント	調査対象外	—
	電子メール※2	既存	4,418
		復元	1,157
会社 PC3 C使用	電子ドキュメント	調査対象外	—
	電子メール※2	既存	無
		復元	復元できず

※1. 抽出対象としたファイル拡張子は、xls, xlsx, doc, docx, ppt, pptx, pdf, mdb, accdb, txt, rtf, csv である。なお、OS 等をインストールした際に作成されたファイルは除外している。

※2. 抽出対象としたファイル拡張子は ost, pst, msg, dbx, eml である。

C使用の会社 PC3 のメールデータに関しては削除された痕跡があり、復元を試みたが不可能であった。削除されたデータの領域の上に他のデータが上書きされた場合、当該データは復元できない場合がある。このためCの電子メールデータの調査は実施できなかった。

当該収集データおよび復元データについては、下記の通り分析・調査を行った。

iv) Aの電子ドキュメントおよび電子メールの分析・調査

データの分析に際しては、調査の時間的な制約を踏まえ、レビュー対象とする電子メールおよび電子ファイルは一定のキーワード検索にて抽出されたデータに限定した。

他の調査で既に判明している不正取引の調査の補足、およびそれ以外に同様の不正・不適切な取引や事象が企画・実行されていないかを効果的に検証するため、前述の電子ドキュメントについて、架空売上の計上や売上の過大請求等の不正取引の計画に際して

作成された文書との関連が疑われるキーワードや取引の実行に関し作成された文書との関連が想定されるキーワード、また他の調査でAの取引と関連すると判明している特定の取引先や個人名をキーワードとして、34個のキーワードを設定し検索を行った。

(a)電子ドキュメントの確認方法

上記のキーワードのいずれかを含むファイルをPCの検索機能により抽出後、適宜ファイルの内容確認を行った。ファイルが適切に復元できずデータが破損したファイルについては、ファイル名称のみで検索され、内容確認時に破損を確認している。

正規業務の一環として作成している資料、外部からの入手資料は、「会社一般文書」と分類し、詳細レビューは省略し、それ以外のファイルについて、必要に応じて調査委員による内容確認を進めた。また不正に使用された電子ファイルで作成された修理点検報告書および関連する見積書、請求書のファイルについても当該ファイルそのものからは不正・不適切な取引は判明しえないため、内容確認後、「会社一般文書」として分類している。当該ファイルの内容について、不正・不適切な行為との関係が明確に否定できない内容記載が含まれる文書については「要確認文書」としてAへ直接確認を行うこととした。なお破損ファイルについても以下の調査結果については便宜上、「会社一般文書」に含めて集計している。

(b)電子メールの確認方法

上記のキーワードのいずれかを含む電子メールをPCの検索機能により抽出後、適宜、電子メールの内容確認を行った。内容の確認を実施してもなお内容の不明なものについては、「要確認」としてAへ直接確認を行うこととした。

(c)A保有の電子ドキュメント 調査結果

前述の調査対象とした電子ドキュメント 36,019 件のうち上記キーワードにて検索に該当したデータは合計 12,421 件であった。この内、12,393 件については「会社一般資料」と分類できたため、残りの 28 件を「要確認文書」とし、Aにヒアリングを行い、内容確認と分析を行った。

対象機器	分類	抽出件数	キーワード 検索件数	会社一般資 料件数	要確認文 書件数
会社 PC A使用	既存	13,928	7,422	7403	19
	復元	16,604	1,771	1765	6
個人 PC A使用	既存	143	44	44	0
	復元	982	29	29	0
電子記憶媒体の合 計 USB、MO、FD	既存	3,143	2,449	2,446	3
	復元	1,219	706	706	0
合計		36,019	12,421	12,393	28

Aに当該 28 件の文書の内容を確認した結果、異常なものは検出されなかった。

(d) Aの電子メールデータ 調査結果

Aが使用または保有していた以下の機器および電子記録媒体に保存されていた電子メールの重複排除後のデータ総数は 9,751 件、うち検索に該当した項目が総数 5,532 件であった。検索該当項目について、内容の確認を行った結果、「要確認」は 64 件となり、Aに直接追加質問を行った。

対象機器	分類	抽出件数 (重複排除後)	キーワード 検索件数	確認不要 件数	要確認文 書件数
会社 PC 1 A使用	既存	2,849	1,650	1,641	9
	復元	6,737	3,818	3,763	55
個人 PC A使用	既存	1	0	0	0
	復元	—	—	—	—
電子記憶媒体の合計 MO	既存	164	64	64	0
	復元	—	—	—	—
合計		9,751	5,532	5,468	64

Aに当該 64 件の文書の内容を確認した結果、異常なものは検出されなかった。

v) Bの電子メールデータの分析・調査

データの分析に際しては、調査の時間的な制約を踏まえ、Aの電子メールと同様、一定のキーワード検索にて抽出された電子メールデータに限定して行った。この際、B使用の会社 PC2 のレビュー対象抽出キーワードについては、Bの不正行為が他の調査から過大請求に限られている事が判明したため、調査の効率性を考慮し他の電子ドキュメントおよび電子メールデータの抽出、確認結果を踏まえキーワードの削減および個人名の追加を行おこなった。その結果、24 個のキーワードを設定し検索を行った。

上記のキーワードのいずれかを含む電子メールを PC の検索機能により抽出後、電子メールの内容確認を行った。内容の確認を実施してもなお内容の不明なものについては「要確認」としてA、Bへ直接確認を行うこととした。

(a) Bの電子メールデータ 調査結果】

Bが使用していた以下の機器に保存されていた電子メールの重複排除後のデータ総数は 5,575 件、うち検索に該当した項目が総数 3,162 件であった。検索該当項目について、内容の確認を行った結果、Bへの「要確認」文書は検出されなかった。

対象機器	分類	抽出件数 (重複排除後)	キーワード 検索件数	確認不要 件数	要確認文 書件数
会社 PC2 B使用	既存	4,418	2,351	2,351	0
	復元	1,157	811	811	0
合計		5,575	3,162	3,162	0

以上、検索キーワードにより検証対象とされた電子メールデータにはこれまでに認識されていないAおよびBが関与する架空売上または過大請求その他の不正行為等の存在が疑われるような事項は検出されなかった。

Ⅲ 当社の全営業所における本事案と同種の不正行為の有無に関する調査

1 類似不正取引の調査方針および調査範囲

(1) 調査方針

本事案においては、保守点検あるいは修理取引といった役務提供と物品購入（交換用の部品など）が混在する取引の状況を悪用して不正行為におよんでおり、また、社内に対しては請求書の作成・発送に関する例外規定を悪用して当該不正行為を社内および得意先の統制活動から回避させていた。よって、同種の不正行為のリスクは長崎中央営業所以外の他の営業所でも否定できず、調査委員会としては他の全営業所に対して、本事案の典型的事例である「修理・点検取引」および「機器賃貸（レンタル）取引」において同種の不正行為の有無の調査を実施する必要があると判断した。ただし、限られた調査期間においては合理的な範囲において効率的に調査を行う必要があったため、全営業所における調査に関しては、本事案の調査範囲より狭い期間で調査を実施して不正行為の兆候の有無を確認し、不正行為の兆候があれば本事案に準じて更に厳格な調査を実施する方針を設定した。また、本事案の目的および不正行為を行うことに対する行為者のリスクとメリットを鑑みて、調査対象取引を取引内容、取引額および利益率で分けし調査手法に軽重をつけることとした。

(2) 修理・点検取引の調査範囲（商品分類が「備品」の調査を含む）

修理・点検取引に対する全社調査を行うに際しては、本事案の調査と同様に商品名に「修理」または「点検」を含む全ての売上データを抽出して調査を行い、また、補完的に商品分類が「備品」である売上データを抽出して調査を行った。

① 修理・点検取引の調査範囲

「修理・点検取引」においては、調査期間を平成 24 年 6 月から平成 25 年 11 月までとし、専用請求書発行先の 10 万円以上の全取引を対象とした。なお、不正行為を行い得る環境は本事案の発生まで基本的に変更がなかったことから、直近から一定期間内における各営業拠点の不正行為の有無を確認することにより当該拠点の不正行為の兆候を把握することができるとの論理的根拠に立ち、本事案の発生期間より短い調査期間を設定している。

② 商品分類が「備品」の調査範囲

本事案においては、修理対象となる機器の部品交換を行い、これを複数あるいはより複雑な修理作業を行ったごとく偽装して請求する不正行為が度々行われていた。その際、「Ⅱ 2 (1) 保守点検取引：偽装印を用いた虚偽の修理点検報告書に基づく不正な架空請求」に記載の通り、当社基幹業務システムには請求内容と異なる売上計上が行われており、前述の場合はこの部品を基幹業務システムに商品分類が「備品」として商品マスタ登録しているため、調査委員会はこの点に着目して修理・点検取引を補完する調査として商品分類が「備品」である全ての取引を調査した経緯がある。

これを踏襲し、全社調査においても、商品分類が「備品」の取引に関して、調査期間を

平成 24 年 6 月から平成 25 年 11 月までとし、全営業所の専用請求書発行先の全取引の調査を実施した。

(3) 機器賃貸（レンタル）取引の調査範囲

平成 24 年 6 月から平成 25 年 11 月までの全ての得意先に対して、仕入原価が 0 である取引を対象とした。

2 調査方法

(1) 修理・点検取引

① 修理・点検取引の調査方法

「Ⅲ 1 (1) 調査方針」に記載の通り、不正行為の発生可能性および影響に応じて調査の手法をより厳格にした。具体的には下記の通り。

	取引額 10 万円以上	取引額 10 万円未満
粗利率 30%以上	各営業所から調査委員会へ、取引毎の修理点検報告書および顧客に発行した請求書の両者の控えを送付。 調査委員会は送付された証跡を基に各取引を検証し不正行為の有無を判断。	(調査対象外)
粗利率 30%未満	各営業所で基幹業務システムに対する売上計上内容と顧客に発行した請求書に記載した名目を突合する自己点検を実施。 突合した結果、両者が相違している場合はその理由を確認して証跡と共に調査委員会に報告。 調査委員会は報告内容を検証し不正性の判定を行う。	

② 商品分類が「備品」の調査方法

	取引金額に関わらず
専用請求書発行先	各営業所で基幹業務システムに対する売上計上内容と顧客に発行した請求書に記載した名目を突合する自己点検を実施。 突合した結果、両者が相違している場合はその理由を確認して証拠と共に調査委員会に報告。 調査委員会は報告内容を検証し不正性の判定を行う。 なお、粗利率が30%以上の取引については、各営業所における自己点検とは別途、調査委員会が基幹業務システムに計上された売上計上内容と当該売上に対応する仕入原価をデータ上で検証し、不正行為の有無を確認。
基幹業務システムの請求書使用先	(調査対象外)

(2) 機器賃貸（レンタル）取引

	仕入原価未入力で売価が0円以外であるもの	仕入原価入力有り、または売価0円
全ての得意先	賃貸用に自社保有している機器を貸与している取引の場合は原価が発生しないので問題無しとする。 それ以外の場合は、調査委員会において原価が発生しない理由（例：メーカーから当社に対する請求が一定期間の合計で行われる場合や、その他の代金に含まれている場合など）を検証し、疑義がある取引に対しては営業所長に質問を行う。	(調査対象外)

3 調査の結果

(1) 修理・点検取引

① 修理・点検取引

調査の結果、当該取引に関して本事案に類似する、あるいはそれ以外においても不正行為の事実は確認されなかった。

② 商品分類が「備品」

調査の結果、当該取引に関して本事案に類似する、あるいはそれ以外においても不正行為の事実は確認されなかった。

(2) 機器賃貸（レンタル）取引

調査の結果、当該取引に関して本事案に類似する、あるいはそれ以外においても不正行為の事実は確認されなかった。

IV 過年度決算への影響

1 過年度決算訂正の方針

前述「II 6 本事案の調査結果」に基づき、第 61 期（平成 21 年 5 月期）から第 66 期（平成 26 年 5 月期）の第 1 四半期末までの過年度決算を訂正の範囲とすべきと判断した。決算訂正を行うにあたり、訂正に足る根拠と訂正数字の確認をして、各決算期において訂正を行った。また、第 60 期（平成 20 年 5 月期）は、平成 21 年 5 月期訂正報告書の比較年度としての決算数値であるため、訂正の範囲の年度と同様に行っている。なお、平成 20 年 5 月期以前の事象による影響は、平成 21 年 5 月期の期首の利益剰余金に反映した。

2 過年度決算訂正の内容および影響額

前述の不正取引に関連し、過年度決算訂正による純資産の負の影響額は 300,585 千円となった（第 61 期期首から第 66 期の第 1 四半期末までの損益への影響累計額で、第 60 期以前の損益への影響額 41,619 千円も含む）。

(1) 決算訂正の主な内容

決算訂正の主な内容は、次の通りである。

(a) 架空請求取引や請求内容の偽装が判明した取引は正常な営業取引とは認められないため、計上されていた「売上高」および「売掛金」についてすべて取消を行った。また、当該不正取引に関した売掛金の回収代金については、正当な対価の請求とは認められず、返金を行う予定であるため、「未払金」として負債計上した。

返金見込み額には、当該未払金計上した不当利得に対する代金回収後の利息も含まれるため、代金回収後の毎期の利息相当額についても後述の「不正関連損失」および「未払金」に合わせて計上した。

(b)(a)の取引に対応して計上されていた「売上原価」については、費用としての実在性はあるが、正常な営業取引に対応する原価とは認められないため、「不正関連損失」として営業外費用に振替を行った。

(c)(b)の費用額の内、不正実行者の個人的な費用が付け替えられた部分については、支払を免れた額として、不正実行者へ請求を行うべく未収入金として計上した。

(d)(a)により消去された売掛金に関連し計上されていた貸倒引当金も合わせて消去し、各期の貸倒引当金繰入額・戻入額の調整を行った。

(e) 請求区分の偽装による過大請求額についても、(a)と同様に計上されていた「売上高」および「売掛金」について過大請求部分を取り消すと共に、回収代金についても該当部分を「未払金」として負債計上した。

(f)上記売上高の計上取消しに伴う消費税の修正、訂正・修正に伴う損益への影響に関連する税効果会計の適用による調整および第66期第1四半期における法人税等計上額の調整（未払法人税等の減額）を行った。

(g)第60期における期首利益剰余金に対し、第59期以前に認識された不正取引の訂正による損益影響累計額の調整を行った。

(2) 主要な財務諸表項目への影響額

上記(1)の決算訂正による売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産、純資産への影響額は、以下の通りである。△は損失を表す。

(単位：千円)

	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
	平成20年5月期	平成21年5月期	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期 (第1四半期)
売上高	△ 25,051	△ 31,396	△ 35,623	△ 55,905	△ 41,243	△ 47,532	△ 9,421
売上原価	△ 11,283	△ 18,951	△ 16,320	△ 11,865	△ 10,724	△ 10,409	△ 1,859
売上総利益	△ 13,767	△ 12,445	△ 19,303	△ 44,040	△ 30,518	△ 37,122	△ 7,562
営業利益	△ 13,767	△ 12,445	△ 19,291	△ 44,044	△ 30,518	△ 37,123	△ 7,562
経常利益	△ 27,305	△ 32,047	△ 41,338	△ 64,075	△ 51,532	△ 60,321	△ 12,503
当期純利益	△ 27,301	△ 32,048	△ 41,342	△ 64,073	△ 31,439	△ 80,412	△ 9,648
総資産	△ 8,151	△ 2,596	△ 14,039	△ 9,535	△ 5,556	△ 4,771	△ 2,347
負債	33,467	71,071	100,971	169,549	204,967	286,165	298,237
純資産	△ 41,619	△ 73,668	△ 115,011	△ 179,084	△ 210,524	△ 290,937	△ 300,585

(3) 連結損益計算書および連結貸借対照表の主要項目への影響額

(単位：千円)

連結会計年度		連結損益計算書						
		売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期純利益	
第60期	平成20年5月期	訂正前	35,743,952	31,068,582	4,675,370	315,535	392,963	△ 163,401
		増減	△ 25,051	△ 11,283	△ 13,767	△ 13,767	△ 27,305	△ 27,301
		訂正後	35,718,901	31,057,298	4,661,602	301,768	365,658	△ 190,702
		変動率	△ 0.07%	△ 0.04%	△ 0.29%	△ 4.36%	△ 6.95%	16.71%
第61期	平成21年5月期	訂正前	36,431,091	31,761,499	4,669,592	214,686	307,837	139,736
		増減	△ 31,396	△ 18,951	△ 12,445	△ 12,445	△ 32,047	△ 32,048
		訂正後	36,399,694	31,742,547	4,657,147	202,241	275,789	107,687
		変動率	△ 0.09%	△ 0.06%	△ 0.27%	△ 5.80%	△ 10.41%	△ 22.93%
第62期	平成22年5月期	訂正前	39,421,016	34,464,953	4,956,063	278,772	359,657	186,445
		増減	△ 35,623	△ 16,320	△ 19,303	△ 19,291	△ 41,338	△ 41,342
		訂正後	39,385,393	34,448,632	4,936,760	259,480	318,319	145,102
		変動率	△ 0.09%	△ 0.05%	△ 0.39%	△ 6.92%	△ 11.49%	△ 22.17%
第63期	平成23年5月期	訂正前	40,115,088	35,197,877	4,917,210	159,240	243,187	△ 236,039
		増減	△ 55,905	△ 11,865	△ 44,040	△ 44,044	△ 64,075	△ 64,073
		訂正後	40,059,182	35,186,011	4,873,170	115,196	179,112	△ 300,112
		変動率	△ 0.14%	△ 0.03%	△ 0.90%	△ 27.66%	△ 26.35%	27.15%
第64期	平成24年5月期	訂正前	44,366,307	38,960,030	5,406,276	443,700	525,993	202,266
		増減	△ 41,243	△ 10,724	△ 30,518	△ 30,518	△ 51,532	△ 31,439
		訂正後	44,325,064	38,949,306	5,375,758	413,181	474,461	170,827
		変動率	△ 0.09%	△ 0.03%	△ 0.56%	△ 6.88%	△ 9.80%	△ 15.54%
第65期	平成25年5月期	訂正前	47,180,407	41,542,444	5,637,963	565,834	653,942	402,327
		増減	△ 47,532	△ 10,409	△ 37,122	△ 37,123	△ 60,321	△ 80,412
		訂正後	47,132,875	41,532,035	5,600,840	528,711	593,620	321,914
		変動率	△ 0.10%	△ 0.03%	△ 0.66%	△ 6.56%	△ 9.22%	△ 19.99%
第66期	平成26年5月期 (第1四半期)	訂正前	11,557,410	10,172,092	1,385,317	158,796	179,745	102,778
		増減	△ 9,421	△ 1,859	△ 7,562	△ 7,562	△ 12,503	△ 9,648
		訂正後	11,547,988	10,170,232	1,377,755	151,234	167,241	93,129
		変動率	△ 0.08%	△ 0.02%	△ 0.55%	△ 4.76%	△ 6.96%	△ 9.39%

(単位：千円)

連結会計年度		連結貸借対照表								
		資産			負債			純資産		
		受取手形 及び売掛金	その他の 資産	資産合計	流動負債 その他 (含む未払 金)	その他の 負債	負債合計		うち、 利益剰余金	
第60期	平成20年5月期	訂正前	5,929,280	8,766,802	14,696,083	550,975	9,019,633	9,570,609	5,125,474	3,853,760
		増減	△ 8,156	4	△ 8,151	33,467	-	33,467	△ 41,619	△ 41,619
		訂正後	5,921,124	8,766,807	14,687,932	584,442	9,019,633	9,604,076	5,083,855	3,812,141
		変動率	△0.14%	-	△0.06%	6.07%	-	0.35%	△0.81%	△1.08%
第61期	平成21年5月期	訂正前	6,240,910	8,592,868	14,833,779	404,162	9,299,827	9,703,990	5,129,788	3,916,909
		増減	△ 6,077	3,481	△ 2,596	71,071	-	71,071	△ 73,668	△ 73,668
		訂正後	6,234,832	8,596,350	14,831,183	475,234	9,299,827	9,775,062	5,056,120	3,843,241
		変動率	△0.10%	0.04%	△0.02%	17.58%	-	0.73%	△1.44%	△1.88%
第62期	平成22年5月期	訂正前	6,234,287	9,524,515	15,758,803	438,304	10,063,171	10,501,476	5,257,327	4,026,787
		増減	△ 21,487	7,448	△ 14,039	100,971	-	100,971	△ 115,011	△ 115,011
		訂正後	6,212,799	9,531,963	15,744,763	539,276	10,063,171	10,602,447	5,142,315	3,911,776
		変動率	△0.34%	0.08%	△0.09%	23.04%	-	0.96%	△2.19%	△2.86%
第63期	平成23年5月期	訂正前	7,659,867	7,719,224	15,379,091	388,890	10,033,581	10,422,472	4,956,619	3,714,182
		増減	△ 13,625	4,089	△ 9,535	169,549	-	169,549	△ 179,084	△ 179,084
		訂正後	7,646,241	7,723,314	15,369,556	558,440	10,033,581	10,592,021	4,777,535	3,535,098
		変動率	△0.18%	0.05%	△0.06%	43.60%	-	1.63%	△3.61%	△4.82%
第64期	平成24年5月期	訂正前	7,323,219	9,251,903	16,575,122	485,262	11,015,171	11,500,433	5,074,689	3,890,928
		増減	△ 10,031	4,474	△ 5,556	225,058	△ 20,091	204,967	△ 210,524	△ 210,524
		訂正後	7,313,187	9,256,378	16,569,565	710,320	10,995,079	11,705,400	4,864,164	3,680,404
		変動率	△0.14%	0.05%	△0.03%	46.38%	△0.18%	1.78%	△4.15%	△5.41%
第65期	平成25年5月期	訂正前	7,935,355	9,293,894	17,229,250	511,995	11,208,904	11,720,899	5,508,350	4,232,004
		増減	△ 9,594	4,823	△ 4,771	286,165	-	286,165	△ 290,937	△ 290,937
		訂正後	7,925,760	9,298,718	17,224,478	798,161	11,208,904	12,007,065	5,217,413	3,941,067
		変動率	△0.12%	0.05%	△0.03%	55.89%	-	2.44%	△5.28%	△6.87%
第66期	平成26年5月期 (第1四半期)	訂正前	7,577,379	8,266,243	15,843,623	598,890	9,768,452	10,367,342	5,476,280	4,212,281
		増減	△ 7,168	4,821	△ 2,347	301,092	△ 2,854	298,237	△ 300,585	△ 300,585
		訂正後	7,570,210	8,271,065	15,841,276	899,983	9,765,597	10,665,580	5,175,695	3,911,696
		変動率	△0.09%	0.06%	△0.01%	50.28%	△0.03%	2.88%	△5.49%	△7.14%

(4) 損益計算書および貸借対照表の主要項目への影響額

(単位：千円)

事業年度		損益計算書						
		売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期純利益	
第60期	平成20年5月期	訂正前	35,682,399	31,066,740	4,615,658	322,402	400,041	△ 158,909
		増減	△ 25,051	△ 11,283	△ 13,767	△ 13,767	△ 27,305	△ 27,301
		訂正後	35,657,347	31,055,456	4,601,891	308,634	372,735	△ 186,210
		変動率	△0.07%	△0.04%	△0.30%	△4.27%	△6.83%	17.18%
第61期	平成21年5月期	訂正前	36,329,624	31,727,981	4,601,642	222,652	315,128	148,118
		増減	△ 31,396	△ 18,951	△ 12,445	△ 12,445	△ 32,047	△ 32,048
		訂正後	36,298,227	31,709,029	4,589,197	210,206	283,080	116,069
		変動率	△0.09%	△0.06%	△0.27%	△5.59%	△10.17%	△21.64%
第62期	平成22年5月期	訂正前	39,193,209	34,357,265	4,835,944	268,548	343,100	170,453
		増減	△ 35,623	△ 16,320	△ 19,303	△ 19,291	△ 41,338	△ 41,342
		訂正後	39,157,585	34,340,944	4,816,641	249,257	301,761	129,110
		変動率	△0.09%	△0.05%	△0.40%	△7.18%	△12.05%	△24.25%
第63期	平成23年5月期	訂正前	39,911,893	35,139,814	4,772,078	126,563	205,030	△ 277,354
		増減	△ 55,905	△ 11,865	△ 44,040	△ 44,044	△ 64,075	△ 64,073
		訂正後	39,855,987	35,127,949	4,728,038	82,519	140,955	△ 341,427
		変動率	△0.14%	△0.03%	△0.92%	△34.80%	△31.25%	23.10%
第64期	平成24年5月期	訂正前	44,120,350	38,841,940	5,278,409	448,865	528,116	204,161
		増減	△ 41,243	△ 10,724	△ 30,518	△ 30,518	△ 51,532	△ 31,439
		訂正後	44,079,107	38,831,216	5,247,891	418,347	476,584	172,721
		変動率	△0.09%	△0.03%	△0.58%	△6.80%	△9.76%	△15.40%
第65期	平成25年5月期	訂正前	46,949,350	41,431,567	5,517,782	545,452	641,646	397,559
		増減	△ 47,532	△ 10,409	△ 37,122	△ 37,123	△ 60,321	△ 80,412
		訂正後	46,901,818	41,421,158	5,480,659	508,329	581,324	317,146
		変動率	△0.10%	△0.03%	△0.67%	△6.81%	△9.40%	△20.23%

(単位：千円)

事業年度		貸借対照表								
		資産			負債			純資産		
		売掛金	その他の資産	資産合計	未払金	その他の負債	負債合計		うち、利益剰余金	
第60期	平成20年5月期	訂正前	5,241,455	9,386,262	14,627,717	276,608	9,214,546	9,491,154	5,136,562	3,864,847
		増減	△ 8,156	4	△ 8,151	33,467	-	33,467	△ 41,619	△ 41,619
		訂正後	5,233,298	9,386,266	14,619,565	310,075	9,214,546	9,524,622	5,094,943	3,823,228
		変動率	△0.16%	0.00%	△0.06%	12.10%	0.00%	0.35%	△0.81%	△1.08%
第61期	平成21年5月期	訂正前	5,600,351	9,105,679	14,706,030	222,560	9,334,211	9,556,772	5,149,258	3,936,379
		増減	△ 6,077	3,481	△ 2,596	71,071	-	71,071	△ 73,668	△ 73,668
		訂正後	5,594,273	9,109,161	14,703,434	293,632	9,334,211	9,627,843	5,075,590	3,862,710
		変動率	△0.11%	0.04%	△0.02%	31.93%	0.00%	0.74%	△1.43%	△1.87%
第62期	平成22年5月期	訂正前	5,466,380	10,207,196	15,673,576	275,991	10,137,128	10,413,119	5,260,457	4,030,265
		増減	△ 21,487	7,448	△ 14,039	100,971	-	100,971	△ 115,011	△ 115,011
		訂正後	5,444,892	10,214,644	15,659,536	376,962	10,137,128	10,514,090	5,145,446	3,915,254
		変動率	△0.39%	0.07%	△0.09%	36.59%	0.00%	0.97%	△2.19%	△2.85%
第63期	平成23年5月期	訂正前	7,039,623	8,205,481	15,245,104	237,917	10,090,092	10,328,010	4,917,094	3,676,345
		増減	△ 13,625	4,089	△ 9,535	169,549	-	169,549	△ 179,084	△ 179,084
		訂正後	7,025,998	8,209,571	15,235,569	407,467	10,090,092	10,497,559	4,738,009	3,497,260
		変動率	△0.19%	0.05%	△0.06%	71.26%	0.00%	1.64%	△3.64%	△4.87%
第64期	平成24年5月期	訂正前	6,646,072	9,854,064	16,500,136	336,965	11,126,112	11,463,078	5,037,058	3,854,985
		増減	△ 10,031	4,474	△ 5,556	225,058	△ 20,091	204,967	△ 210,524	△ 210,524
		訂正後	6,636,040	9,858,539	16,494,580	562,024	11,106,021	11,668,045	4,826,534	3,644,461
		変動率	△0.15%	0.05%	△0.03%	66.79%	△0.18%	1.79%	△4.18%	△5.46%
第65期	平成25年5月期	訂正前	7,312,171	9,848,910	17,161,081	378,309	11,317,121	11,695,431	5,465,650	4,191,294
		増減	△ 9,594	4,823	△ 4,771	286,165	-	286,165	△ 290,937	△ 290,937
		訂正後	7,302,576	9,853,733	17,156,310	664,475	11,317,121	11,981,597	5,174,713	3,900,357
		変動率	△0.13%	0.05%	△0.03%	75.64%	0.00%	2.45%	△5.32%	△6.94%

V 本事実の発生を招いた原因・背景等

1 不正行為の動機

(1) A

① 営業目標の達成

Aは、平成4年に中途入社した当初はシステムエンジニア業務に従事、平成10年5月から当該病院の院内配送業務に従事、平成13年7月からは営業へ職務変更がなされた。これ以降、所属するグループに対する営業目標の割り当てが行われるようになり、その達成率が昇給・昇格の評価および賞与の査定内容となった。Aが所属するグループが担当していた当該病院は、長崎中央営業所において重要な得意先の一つであり、毎年の営業予算の割り当て時も他のグループと比べて比重が高くなる傾向にあった。Aは、平成15年5月に当該病院ME室（病院内で使用する医療機器を集中管理する部署）の担当を命じられ、当該病院の施設に納入した医療機器の保守点検・修理に関する当社側の窓口を任されるようになること、大小様々な業務の依頼を受けるようになり、また、それに応えていく中で自身が信頼を得ていると認識するようになった。

このような中でAは、自身が当該病院に行う修理点検報告および請求内容に対する当該病院側のチェックが現場担当と事務担当というように部署毎になされていることに着目し、自身の営業目標に対する達成率を上げるために、印章を偽造して虚偽の修理点検報告書を作成し、実体のない保守点検作業や偽装した修理内容に基づく請求を当該病院に対して行うに至り、これを継続した。

なお、このようなことをしてまで営業目標の達成率を上げようとした動機としては、上司である所長からの追求を回避することがほとんど全てであり、A個人に対する評価や査定内容を良くするという点については否定ないし軽微である旨Aは供述している。ただ、Aに対する所長の追求が、他の社員に対するのと比して特別に厳しかったといったような供述は、A以外の当社社員からは得られていない。また、本人によれば、直属の上司であったBから営業目標の無理な達成を強要されたことはないとの供述している。

② 個人的な支出の付け替え

「Ⅱ6(7) 個人的な費用の不正な付け替え（不正な資金流用）」に記載の通り、Aは、X社に自宅関連工事を行わせた上で、X社に指示して同工事の費用を当社に請求させた。X社からの請求書は同工事が当該病院における工事と誤認されるような簡易な内容になっていたこともあり、当社はX社に同費用を支払い、同費用は当社から当該病院に対する売上に関する費用として原価計上された。

このような自宅関連工事に伴う支出の付け替えの目的が、当該病院に対して架空請求を継続するひとつの動機となったものと推認される（なお、Aは、①自宅関連工事の費用は自らが当社に対し支払うつもりであったがこれを失念していたこと、②自宅関連工事の費用を当社への支払とすることで、同費用が当社の売上となり、自身の営業目標達成の一助になると考えたことが、かかる行為に及んだ動機である旨供述する。しかし、かかる供述

内容の信用性は極めて低いと言わざるを得ず、上記の通りの調査結果とした。)

なお、Aがこのような費用の付け替えを始めた時期や、付け替えを行った自宅関連工事の金額については、Aによれば、平成22年8月もしくは平成23年1月以降で、金額については工事回数が複数回というのみで明確な供述は得られていないが、X社の関係者から入手した資料によれば、平成20年9月以降で、4,822千円とのことであり、供述内容等に齟齬が存しているが、会計処理上は本人に対する未収入金に振り替えた(「IV2(1)決算訂正の主な内容」を参照)。

③ その他の動機(業務負荷の軽減、当該病院からの評価・信頼の獲得)に関して

上記以外の動機として、Aは、自身の業務負荷の軽減および当該病院からの評価・信頼の獲得という点があったと供述する。

すなわち、Aは、当該病院の各部署から大小様々な依頼があり、こうした依頼に迅速に対応するため、複数の点検ないし修理内容をまとめて報告・請求することで自身の業務量を減らすことが、今回の不正行為を行った動機(少なくとも不正行為を行うに至った契機)のひとつであり、また、そうすることで依頼に迅速に対応でき、クレーム等を回避し、当該病院からの評価・信頼を得られることも動機となった旨供述する。

しかし、Aによる不正請求行為は、単純に複数の点検ないし修理内容をまとめるというものではなく、実体のない保守点検作業や偽装した修理内容に基づく請求、請求内容に関連しない費用の原価計上というものであり、かかる不正請求行為を行うことで、Aの業務量が明らかに減少するとは思われず、Aが供述する上記の点は、少なくとも客観的には、それが不正行為の動機になったとは考えがたい。

(2) B

① 営業目標の達成

Bは、平成16年5月より課長に任ぜられ、当該病院を担当するグループの長としての立場にあったが、上述の通り、当該病院は長崎中央営業所の取引先の中でも中核に位置づけられる得意先であった。そのため、所長から割り当てられる営業予算についても、当該病院の比重が高くなる傾向にあった。

このような中、Bは、自らが長を務めるグループ(ひいては長崎中央営業所全体)の営業目標達成のため、当該病院に対し、原価や作業内容等に照らして極めて過大な請求行為や、修理や部品交換等の実体がないのにそれがあったかのように偽装した請求行為を行うに至った。そして、自らが長を務めるグループが営業目標を達成することにより、それが個人的な評価にも反映され、賞与や昇給に影響したことも、かかる行為に及ぶ動機となった。

なお、Bが長を務めるグループの営業予算は所長が割当を行っていたが、所長のBに対するプレッシャーが厳しいということはなく、営業目標を達成できなかったからといって、Bが厳しく叱責されるようなことはなかったとのことである(B自身の供述)。したがって、営業目標達成に対する上司の抑圧といった事実は存在せず、かかる抑圧からの解放といったことは不正行為の動機とはなっていない。

② その他

なお、BやB所属のグループにおいては、日々の営業を行う中で、当該病院に対して請求ができない費用を生じさせており（例えば、規格違いや未使用品でメーカーへ返品できなかった物品の費用、備品納入時に付属しておらずその後に納入した付属品の費用など）、そのため、Bは、実体を伴わない偽装した請求を行う際に、請求内容に関連しないこうした未請求の費用を、(社内的に) 原価として計上していた。

しかし、こうした未請求の費用を請求しようとする点については、Bは不正請求の動機ではない旨供述しており、この点は（社内的に、原価がなければ売上計上できないものとされていたため、）偽装した請求を行う際の方法の一部である。

(3) C

① （不正行為の動機の醸成原因としての）Aによる指示

Cは、平成23年10月入社した後、本事案発覚まで、長崎中央営業所のBが長を務めるグループに配属され、BおよびAの部下として、同じく当該病院への営業、備品修理等の業務に携わっていた。Cは、入社以来、Aより当該病院への請求行為を含む業務全般について細かくマンツーマンで指導を受け、その指導の頻度や時間は、2日に1回、1回1時間以上にも亘るものであった。

Cは自身が行った作業の見積書を作成するにあたり、作業内容が機器の調整程度で原価を伴わないものであれば、見積書にその通りに記載し見積金額もそれに見合ったものにして、Aに事前に見せて相談していた。しかし、Aは、「それでは粗利がとれない。」と言って、作業内容を調整ではなく修理ないし交換にして、見積金額を高くできるよう変更を指示した。また、Aは、原価がなければ社内的に売上計上できないことになっていたため、作業内容とは無関係の費用を原価に計上することも併せてCに指南した。Cは、実態と異なる内容・金額を見積書に記載し請求することに対して心理的な抵抗を感じ、入社から約1年程が経過する頃までは、見積書には実際の作業内容とそれに見合った金額を記載して、そのほとんど全てをAに事前に見せて相談していた。しかし、Aは、その見積書の内容を認めず、その都度、上記の通りの変更を指示した。Cはこうして繰り返されるAの指示、指導に煩わしさを感じるとともに、Aの指示どおりの内容にしなければAの了承が得られないと考え、また、こうした実態と異なる見積りや請求が出来ていることから、徐々に心理的な抵抗感も小さくなり、自ら実際の作業内容と異なる過大な請求を当該病院に対し行うに至った。

このように、Cについては、Aによる誤った指示、指導が、不正行為の動機を醸成する原因となったと考えられる。

なお、Cに対する上記のような指示、指導は、A以外の当社社員からはなされていない。

② 劣等感からのモラルの低下、欠如

Cによる不正行為については、「II 6 (3) ③Cによる不正への関与」で述べた通り、Aによる指示、指導が大きな原因であると考えられるが、Cが所属するグループ内で、新入

社員である自分だけがグループの営業目標達成に貢献できていないという劣等感が、不正請求に対する違和感を薄れさせ、モラルを低下、欠如させる原因になったことを、Cは供述している。

2 本事案の原因・背景

(1) 本事案に関連する業務プロセスにおける問題点の整理

保守点検および修理取引については、取引ボリュームが当社売上高全体に対して少額であったということと（次表参照）、得意先医療機関に対し、緊急対応含め柔軟に対応することが必要となるケースも少なくなかったことから、比較的柔軟に業務を進めることが容認されてきた経緯があり、社内手続のマニュアル化やチェック体制構築が十分になされておらず、当社における保守点検および修理取引に関する業務処理における特徴的な問題として以下の事前統制上の問題があげられる。

(単位：千円)

	当社売上高	保守点検および修理に関する売上高
平成 25 年 5 月期	46,949,350	1,061,865
平成 26 年 5 月期 (平成 25 年 11 月まで)	23,534,280	544,889

① 弱い事前統制（防止的コントロール）

- ・ 保守点検取引に関しては、得意先からの注文書、外部の機器メーカー等に対する修理の依頼書、その作業報告書が文書として必ずしも残らず、取引の事務処理に必須でもなかったため、社内では担当者が上記書類なしで具体的事実に基づかない処理をほぼ単独で進めることができた。
- ・ 修理点検報告書が表計算ソフト等で基幹業務システムの登録データからは独立して作成されるため、実態と乖離した修理点検報告書の作成が可能な状態にあった。
- ・ 会社のシステムデータを反映した「納品書」が得意先へ交付されず、対社内と対得意先とで異なった内容の取引計上が可能な状態にあった。
- ・ 専用請求書の仕組みを悪用して、会社のシステムデータとは異なる内容での請求書作成が可能な状態にあった。

本来上記のような事前統制の弱さについては、事後の統制（チェック）により補完され、業務処理手続き全体のなかで、不正や不適切な取引計上・処理が牽制・発見されていくものであるが、本事案の舞台となった長崎中央営業所における実際の業務においては、特に長期間固定した担当者により怠惰な業務運用が惰性的になされ、以下のような事後統制上の問題がみられた。そのため他の営業所であれば牽制され発見されたであろう不正な取引

計上が長期間にわたり防止・発見できなかつたと判断される。

② 不十分な事後統制（発見的コントロール）

- ・ チェック用の書類として会計処理された売上高・売上原価の明細について出力される「プルーフ」（以下、「売上プルーフ」という。）に関する営業担当者の上長によるチェックが十分になされず、異常な利益率の取引や、売上内容と原価項目の内容との不整合について検出されなかつた。
- ・ 「専用請求書」と当社基幹業務システムの内容についてのチェックがなされず、請求書と基幹業務システムへの登録内容との不整合について検出されなかつた。
- ・ 「売掛金残高照合表」（月次で各得意先別の月末時点の売掛金残高と、請求書金額との照合・差額調整を行う整理表）に関するチェックが数字のチェックにとどまり、不自然な請求残高と売掛金残高の調整差異について疑問視されなかつた。

なお、長崎中央営業所において上記の不備が存続してきた背景として、当社では具体的な社内規程「業務遂行基準」（平成 16 年 5 月 1 日公布、平成 24 年 7 月 10 日改定）が施行運用されていたものの、保守点検および修理取引に関しては概略的な規定にとどまり、日常の業務レベルにまで落とし込まれた詳細規程はなかつたことから、各営業所・各担当者が各々の業務手順にて日常業務を行っていた、ということがあげられる。

（2）全般的な業務環境に関する問題点の整理

次に、前述の業務プロセス上の問題の背景ともなった全般的な業務環境について、以下の問題をあげることができる。

① 長期の固定的な人材配置・担当割当

長崎中央営業所の本事案の関係者について、以下の通り長期間同じ体制で業務がなされていた。当社においては定期的な従業員の移動や配置変更、担当先の変更等が義務づけられていないことから、営業効率や得意先との長期的な人的関係を重視した人員体制方針となっていた。

その結果、本事案にみられるような担当者任せの業務体制となり、情報が担当者に集中した結果、上長等によるチェックも形式的なものとならざるをえず、十分に実態・実情を踏まえた内容的なチェックができていなかった。また担当者レベルのチェックでも形式面でのチェック、数字確認が主目的となり、チェックが形骸化していた。

長崎中央営業所における本事案に係る各従業員の当該営業所における略歴は以下の通りである。

職位	関係者名	略歴
営業所長	—	平成 20 年 5 月より現職
課長	B	昭和 62 年 8 月、大村営業所配属 平成 16 年 5 月、長崎中央営業所配属 現職位
係長	A	平成 10 年 5 月、大村営業所配属 平成 16 年 5 月、長崎中央営業所配属 平成 22 年 6 月より現職位
社員	C	平成 23 年 10 月、入社 長崎中央営業所配属

② 関連規程・マニュアルの整備不足

当社の行う取引については前述の通り「業務遂行基準」が存在しているが、保守点検業務に関しては日常の業務レベルにまで落とし込まれた詳細規程がなく、各営業所・各担当者が各々の業務手順にて日常業務を行っており、業務・管理のレベル感が一様ではなかった。

その結果、前述の通り、長崎中央営業所では固定した担当者により、独自の業務手続として、他の営業所に比べ、特にルーズな業務運用がなされ、本来事後チェックにより防止・発見されているべき本事案の不正・不適切な取引がそのまま長期間社内でも処理され続けた。

なお、上記に加えて、全般的な業務環境の一部である社内のモニタリングも十分に機能していなかった点について以下に状況の記載を行う。

(3) 内部監査のモニタリング状況

社長直轄の監査室は、毎期首に業務監査の計画を策定して社長の承認を受けた上で全営業所の往査を行っており、また、業務監査の対象となる取引の範囲には保守点検・修理取引も含まれており、長崎中央営業所における保守点検・修理取引も業務監査を受けていた。その手法は、営業所の売上実績データから、売上区分が修理・点検取引となっているものを無作為に 25 件程度抽出し、当該売上に対応する修理点検報告書を査閲する、という手法であった。この監査に対して本事案については全て「お客様検印」欄に顧客の検収印が押された修理点検報告書が確認された訳であるが、実際にはその全てが虚偽記載および不正な押印によって偽装されたものであった。ただし、修理点検報告書ないし専用請求書に記載された売上の名目に対して原価の計上内容が整合しているかについての検証は監査手続として採用されおらず、保守点検および修理作業の実在性確認を顧客に確認する、あるいは実地で検分するといった手続も採用されていなかった。

また、機器賃貸（レンタル）取引については売上の全体に占める割合が 1%程度と僅少であったため、モニタリングの対象としていなかった。

VI 社内関係者の責任の所在と程度

1 営業所長

長崎中央営業所は、エリアに基づき2つのグループに分かれ、それぞれ、営業担当者が7名程度ずつ、計14名程度が配置されている。営業所長は、各グループ長と協議し、営業本部より割り当てられた営業所の予算数値を各グループに配分する。これら営業目標数値の管理支援のため、基幹業務システムには取引別売上データを基に日々の実績を把握するための運用が整備され、また、担当者別売上実績データなど、様々な視点から自営業所および担当者の実績を随時照会できるように各種プログラムが提供されている。各グループの売上高規模、件数、営業担当者数などから、長崎中央営業所所長は、必要に応じて、取引別の売上処理のデータ（取引内容、売上高、売上原価、粗利額、粗利率など）を把握、確認することは可能であったと推定した。営業所長は、これらのデータを適切に活用し、営業実績を管理していたならば、取引の異常性を感知できたと思われ、さらに取引の合理性を確認するため専用請求書の記載内容と社内処理が一致していることを確認していれば、保守点検取引および修理取引において発見されたような作業実態に合理性が疑われる取引の把握は可能であったと認定した。

また、当該病院への請求は、専用請求書により行われているため、各月末に売掛金残高照合表の作成が義務づけられており、営業事務担当者→営業担当者→グループ長→営業所長の流れで残高照合手続の検証が行われている。不正が行われていた期間の当該病院の売掛金残高照合表を閲覧する限り、専用請求書による未回収債権残高と基幹業務システムから出力された売掛債権残高との差異調整において、差異の発生原因を追究せず、形式的な数値の一致の確認作業に留まっていたと判断した。形式的な数値に留まらず、差異内容を慎重に検証していたならば、専用請求書の発行による債権の発生と基幹業務システムへの社内売上処理の不一致を発見することも可能であったと認定した。

不正期間の歴代の所長は、以下の通りである。

氏名	所長在籍期間	不正期間
元営業所長	平成17年5月～平成18年4月	平成18年2月～平成18年4月
前営業所長	平成18年5月～平成20年4月	平成18年5月～平成20年4月
現営業所長	平成20年5月～現在	平成20年5月～現在

歴代の営業所長は、管理者としてこれらの不正行為を防止できなかったこと、および長期間発見できなかったことについては、管理・監督責任を果たしていなかったと判断せざるを得ない。

2 A

(1) 当該病院への架空請求、請求内容の偽装等に関して

Aは、保守点検作業の実体がないのに、あるいは、メーカー関与や部品交換を伴う修理作

業の実体がないのに、それがあったかのように偽って当該病院に対し請求行為を行っている。かかる行為は商取引として到底是認されない詐欺（的）行為であって違法性が存する行為である。

しかも、Aは、これに伴い、当該病院職員の印章（印影）を偽造して虚偽の修理点検報告書を作成することまで行っており、より一層違法性の程度は強いと言える。

そして、その結果として、当該病院に甚大な損害を与えている。

したがって、Aの責任は極めて重大であって、かかる違法行為に基づく法的責任を負う。

（２） 自宅関連工事費用の付け替えに関して

また、Aは、X社に自宅関連工事を行かせた上で、X社に指示して同工事の費用をそれが自宅関連工事費用ではないような表示にして当社に請求させ、当社に同費用を支払わせた。かかる行為は、詐欺（的）行為であって違法性が存する行為であるし、当社の費用支出によって、自らの負担を免れるという不当な利得行為である。

そして、Aのかかる行為に基づき、当社がX社に同費用を支払った後、同費用は当社から当該病院に対する売上に関する費用として原価計上され、同費用の支出による損害ないし損失は当該病院に転嫁され、当該病院が二次的の被害者となっている。このようにAは、個人的な利得のために、被害を当社にとどまらず、最終的に当該病院に被らせており、かかる点からしても、Aの責任は極めて重大であって、かかる違法行為に基づく法的責任を負う。

3 B

Bは、メーカー関与や部品交換を伴う修理作業の実体がないのに、それがあったかのように偽って当該病院に対し請求行為を行っている。Bは、Aと異なり、当該病院職員の印章（印影）を偽造して虚偽の修理点検報告書を作成することは行っていないが、かかる請求行為は商取引として到底是認されない詐欺（的）行為であって、やはり違法性が存する行為であると言わざるを得ない。

よって、Bの責任は極めて重大であって、かかる違法行為に基づく法的責任を負う。

不正取引のBとAによる共謀性について、両者のヒアリングにおいて両者とも否定しており、また電子メールや電子ファイル（復元したものを含む）の検証においてもその事実を示す資料の存在を確認できなかった。したがって、調査委員会としては、両者は、前述の「V1不正行為の動機」に記載の通り、それぞれが営業目標を達成したいがための単独犯行であったと認定した。しかしながら、Bは、組織においては、グループの長として、AとCを含む6人の営業部員を指導・監督する立場の課長であり、基幹業務システムから出力される担当者別売上データなどを確認したり、これら社内処理と専用請求書を参照することで、AおよびCの不正取引の実態を把握することは容易であったと推定した。したがって、Bは、営業部員を指導・監督する立場の課長として、その職責を適切に遂行していたとは認められないと認定した。

4 C

Cについても、結果としては、メーカー関与や部品交換を伴う修理作業の実体がないのに、それがあったかのように偽って当該病院に対し請求行為を行っている。Cは、Aの指示、指導

に抗しきれずこれに従った結果としてかかる行為に及んでいるとはいえ、かかる請求行為は商取引として到底是認されない詐欺（的）行為であって、被害者である当該病院との関係においては、その責任は極めて重大であって、かかる違法行為に基づく法的責任を負う。

とはいえ、Cは、新入社員としてほとんどAのみに指導され、かかる請求行為に関するAの指示、指導に疑問を覚え、入社から約1年が経過する頃まで、実際の作業内容とそれに見合った金額を請求すべきという自らの考えをAに示し相談していたという実態や、にもかかわらず、Aがこれを認めず、繰り返し変更を指示していたという実態が存したものと考えられる。よって、こうした事情は、情状酌量の事情として考慮されるべきである。

5 担当営業事務

担当営業事務については、虚偽の修理点検報告書の作成や請求内容を偽装した請求書作成には関わってはならず、専ら営業社員（B、AおよびC）からの指示の下、基幹業務システムへのデータ登録や売掛金残高照合表作成等の事務的作業を担当していた。ただし、会社主催の研修において、営業社員と営業事務の間にある相互牽制に対する教育を受けているにも関わらず、熟練されたオペレーションを駆使し、不正取引に対する処理を行い続けた。したがって、担当営業事務について、営業事務処理の遂行に不十分さがあつたと認定せざるを得ない。

Ⅶ 再発防止に向けた改善策について

1 基本的な考え方

当社は医療に携わる企業として、顧客である医療機関および医療スタッフ、またその先の患者様も含め、安全で安心な療養環境の提供へ向けたトータルメディカルサポートを使命とし、そのために日々顧客との信頼関係を培い、事業を行ってきた。しかし本事案では、一部の営業所における事案とはいえ、そのような信頼関係を裏切るような詐害行為が長年にわたり不正に行われ、また会社も顧客からの指摘を受けるまでその不正を感知せず、見逃してきた。

当委員会は本事案の不正の抜け道として使われた業務処理の不備に対し、直接的な業務手続の改善や発見の仕組み（モニタリング）の強化、これら業務における統制活動の前提となる全社的な管理体制の改善を合わせて行うことで総合的な統制レベルの引き上げを行い、当社、山下医科器械株式会社の全営業所・全従業員が二度とこのような不祥事を起こさないようにするため、次の検討項目について、実効性ある対応を早急に策定し、実行することを提言する。

2 本事案に直接関係し改善を要する事項

(1) 修理点検報告書の取扱いの改定

当社および取引先双方にとって修理や保守点検に関する実施作業内容の記録であり、売上計上や代金請求の前提となる書類でもある修理点検報告書の偽装（印章の偽造を含む）が本案件の手口であったことを踏まえ、修理点検報告書については関連する業務手順の見直しと整理を行った上で、以下の取扱い方針の規定を検討する。

（得意先への作業実態の裏付け書類の提出）

得意先へ提出する修理点検報告書については、メーカーからの修理報告書の原本等、メーカーでの修理の事実を裏付ける書類を添付して提出するものとする。当社での対応作業もしくはメーカーから修理報告書等が提出されない作業については、当社納品書（基幹業務システムから出力されたもの）を添付する。また、得意先への提出に際しては当該添付書類の添付を確認の上、営業担当者の上長もしくは修理業責任技術者の承認を受けるものとする。

（修理点検報告書の様式変更）

本事案では架空の保守点検であるにも関わらず、得意先の検収担当者の偽装印を用いた虚偽の修理点検報告書を得意先の事務担当者へ提出することで、当該病院での実態確認の統制手続きを無効化していた、という点を踏まえ、得意先へ交付する修理点検報告書については、従来の1枚方式から2枚方式へと様式を変更し、得意先の現場検収担当者へ1枚提出を行うこととする。

具体的には現場検収担当者確認後、修理点検報告書2枚について捺印もしくはフルネームによる記名を受領した後、1枚をその場で提出し、1枚は当社控えとする。

(モニタリング)

得意先の確認印を受領した修理点検報告書（当社控）は、上記の通り得意先へ提出したメーカーからの修理報告書等のコピーおよび仕入伝票（基幹業務システムから出力されたもの）のコピーを添付して保管するものとし、保管状況についても月次での所内チェックおよび内部監査でのチェックを受ける。

なお、修理点検報告書については現時点において様式や取扱い方針が全営業所にて統一されていない点を鑑み、今後、社内の業務規定の見直しおよび統一様式の設定も合わせて行うものとする。

(2) 専用請求書の取扱いの改定

当社の発行する請求書は原則としては当社基幹業務システムから出力され、明細情報の入った電算請求書が各得意先へ本社の管理本部より発送されるが、一部の得意先については、従来からの慣例や顧客の指示により、基幹業務システムの明細データをもとに、各営業所にて別途請求書のカスタマイズを行い、各営業所から当該専用請求書の発送・交付がなされている。

本事案では当該専用請求書が修理点検報告書と同様、実態とは異なる内容への偽装がなされたことを踏まえ、専用請求書の利用については、今後、順次電算請求書への切り替えを行っていくこととする。様々な得意先の要望にこたえるため、電算請求書での対応バリエーションの増加も進めていくが、それにも関わらず例外的に発行する専用請求書については、以下の発行時チェックの強化を検討する。

(専用請求書のチェックプロセスの新設)

専用請求書を発行する場合は、営業事務員が作成し当社基幹業務システム上の売上明細の内容・金額と請求書との整合性について営業担当者が内容の確認を行った後に、必ず担当者の上長の承認を受け、営業所印の押印を行い交付する。

なお、上記については、現時点において請求書の事前チェックおよび承認フローが確立されていないため、業務規程化を行い、今後は手順書を作成の上、全社において承認体制を強化するものとする。

(3) 売上計上時のプルーフチェックについて

本事案においては、架空請求額となる売上高に対し、合わせて計上されていた原価はすべて実際に支払がなされた実支出に関するものであり、別案件の保守作業・修理作業等のために現金仕入を行った少額の部材費やその他請求額で当該架空取引の原価として付け替え計上できたものに限定されたため、架空に計上された取引は総じて粗利率が高いものとなっていた。

売上計上時の売上プルーフには、当社基幹業務システムに計上された取引の内容明細単位で売上高と原価内容、粗利とが営業担当者別に出力され、営業担当者や上長のチェックや確認を受けるが、本事案の舞台となった長崎中央営業所においては、当該売上プルーフのチェ

ックプロセスが明確に定まっておらず、結果的に本事案に頻繁にみられた粗利率が異常に高い取引についても十分なチェックが入らなかったことを踏まえ、売上プルーフについては以下の取扱い方針の規定を検討する。

(チェックの強化・ルール化)

営業事務員が日次で全担当者コードの売上プルーフを出力し、営業担当者へ配布。営業担当者は帰社後内容を確認し（記載内容・金額等の修正があれば都度営業事務員に処理を指示）、問題がなければ別途新設した承認印欄に捺印後、直属の上長へ回覧提出。

その上で、直属の上長は日々の計上取引について、取引金額や粗利率、計上されている原価品目等、取引自体の妥当性の観点から内容レビューを行い、確認後承認印欄に捺印を行う。

(モニタリング)

売上プルーフについては、取引計上日より1年間保存を行い、内部監査でのチェックを受ける。

3 全社的な管理体制の改善に関する事項

(1) 内部監査の強化

今回の不正行為については、結果として当時の監査室による内部監査において発見できなかったという事実に鑑み、今後内部監査をより強化するため、内部監査の陣容含めその体制拡充を検討するものとする。またその上で、内部監査の充実にむけ、具体的には実施頻度の向上、監査実施対象範囲の拡大等を検討するものとする。

特に、今後の内部監査においては、今回の不正行為の再発防止に向け前項までに記載した各種対策のフォローアップを確実にを行い、今後継続的にチェックすることにより、改訂後の各種規程やマニュアル、ルールの運用確保にも努め、モニタリング機能の強化を計っていくものとする。

(2) 人事ローテーション

本事案には、係長であるAおよびその上長である課長のBおよび現営業所長の全員が長期間同一営業所において同一職位につき業務を行ってきたことが本案件を可能にし、また長期的に見逃されてきた主な背景であった点を踏まえ、今後、人事異動の活性化の実施を図るため、同一部署での在籍が長期にわたらないよう配慮し、担当替え等定期的な人事異動を実施するとともに、特に、管理職以上にその職務に応じて定期的な人事異動の検討を含んだ人事ローテーション制度の導入を検討するものとする。

(3) 社内業務遂行基準の見直し

当社においては「業務遂行基準」が存在しているが、保守点検および修理業務に関しては日常の業務レベルにまで落とし込まれた詳細規程がないため、各営業所・各担当者が各々の

業務手順にて日常業務を行っており、業務・管理のレベル感が一様ではなかったため、特に長崎中央営業所ではキーとなる統制業務が形骸化していた結果、他の営業所では行い得ないような不適切な業務処理が行うことが可能となっていた。

前述の本事案に直接関係し改善を要する事項として、業務プロセスの見直し、それを受けた業務遂行基準の改定および詳細な業務手順を規定した業務詳細マニュアルの策定を検討するものとする。

(4) 業務研修、コンプライアンス研修

上記の業務遂行基準の改訂および業務詳細マニュアルの策定に合わせ、本社および全営業所の従業員には関連する社内ルールおよび関連業務手順の理解とその順守を徹底させるべく当該改訂等に関する社内向け研修の実施を検討するものとする。

特に日々の業務のモニタリングの要となる管理職（営業所長/次長/課長）については、管理職として何を監視・管理・監督するかを明確の上、管理職研修を強化するものとする。特に売上プールのチェックや売掛金照合表のチェックのような事後チェックの仕組みにおいて、本来の問題発見機能の主旨が薄れ、金額等の形式面の確認に形骸化していた事実も鑑み、売掛金照合表の作成方法やこれら各種業務・チェックの主旨・意味も含め実効性ある研修となるように工夫することとする。

また、本事案におけるコンプライアンス上の問題点を踏まえ、改めてコンプライアンスに関する啓蒙を徹底するためコンプライアンスプログラム（またはプロモーションコード）の策定を検討すると共に、コンプライアンス研修を強化する。特に本事案に関するコンプライアンス観点からの研修実施を早急に実施するものとする。

(5) 内部統制の評価範囲の拡大

本事案の発生した修理・点検取引はその売上高や利益等が当社グループにおける重要性の観点では低かったため、平成 20 年度に金融商品取引法に基づく内部統制の評価および報告を始めて以降、一度も評価対象とはなっていなかったが、不正リスクの観点から内部統制の評価対象とするとともに、その評価に耐えうる内部統制の仕組みを前述の業務手順の見直し等も含めて確実に構築していくものとする。

以上